



第2期

茅野市強靱化地域計画

[市民の生命・財産・生活を守り抜き、活力ある地域を持続するまちづくり]

令和8年4月 改定

茅野市

第2期 茅野市強靱化地域計画

目次

第1章 計画の基本的事項	
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の性格	3
3 計画の目的・期間	5
4 強靱化を推進する上での基本的方針	6
5 施策の重点化	7
6 評価・見直し	7
第2章 茅野市の災害と想定するリスク	
1 茅野市における過去の主な災害	8
2 茅野市において想定される災害	11
3 想定するリスク	13
第3章 国土強靱化の基本的考え方	
1 総合目標・基本目標	14
2 推進する上での留意事項	14
第4章 取り組むべき事項	
1 市の取り組み	17
第2期茅野市強靱化地域計画における重点事項等	
2 市民の取り組み	18
3 民間事業者の取り組み	18
4 大規模自然災害からの教訓	18
第5章 脆弱性評価	
1 リスクシナリオの設定	21
2 施策分野の設定	22
3 脆弱性評価結果	22
4 重点化の考え方	23
資料1 リスクシナリオと施策分野別の対策 整理表	24

第6章 リスクシナリオごとの推進方針

第1節	基本目標	I	・ ・ ・ ・ ・	27
第2節	基本目標	II	・ ・ ・ ・ ・	33
第3節	基本目標	III	・ ・ ・ ・ ・	40
第4節	基本目標	IV	・ ・ ・ ・ ・	43
第5節	基本目標	V	・ ・ ・ ・ ・	45
第6節	基本目標	VI	・ ・ ・ ・ ・	47
第7節	基本目標	VII	・ ・ ・ ・ ・	51

資料

資料2 リスクシナリオ対策一覧表

改訂履歴

令和3年(2021年)1月	第1期	茅野市国土強靱化地域計画	策定
令和8年(2026年)4月	第2期	茅野市国土強靱化地域計画	改訂

第1章 計画の基本的事項

1 計画策定の趣旨

茅野市においては、地形的・気象的な特性により、多くの災害が発生し、甚大な被害を被っています。近年では、幸いにして人命を失うことはないものの、平成26年2月の大雪災害、令和3年9月土石流災害、令和5年5月霧ヶ峰林野火災などの災害に見舞われ貴重な財産が失われる大きな打撃を受けました。それらの大規模自然災害に対して、「命を守る」ための備えとして、迎え撃つ社会の在り方が問われています。

災害から命を守るためには、日頃からの備えが大切であり、自らリスクを認識し行動する「自助」、周りの人たちと助け合う「共助」、行政等が支援する「公助」のバランスのとれた取組みにより、被害をできる限り最小限とする「減災」へつなげることが重要となっています。

国内では、大規模地震災害をはじめ、台風・線状降水帯等による洪水、土砂被害など、大規模自然災害が全国各地で続発していることから、住民の防災に対する意識が高まっています。特に、糸魚川―静岡構造線断層帯地震や今後30年以内に60%から90%以上の確率で発生するとされている「南海トラフ地震」については、関東から九州地方までの広い範囲に及ぶ甚大な被害が想定されるため、あらゆる可能性を考慮して、行政・企業・地域・住民等が協働し、それぞれの役割分担の下で、防災対策に取り組んでいく必要があります。

《長野県周辺での主な災害》

地震	2011年3月	長野県北部地震
	2014年11月	長野県神城断層地震
	2024年1月	能登半島地震
風水害	2019年10月	令和元年東日本台風（台風19号）
	2020年6～7月	令和2年7月豪雨（梅雨前線豪雨）
	2021年8月	令和3年8月豪雨（岡谷市川岸土石流）
	2021年9月	令和3年9月豪雨（茅野市下馬沢土石流）
	2023年6月	令和5年6月豪雨（梅雨前線豪雨）
雪害	2014年2月	平成26年2月大雪
	2023年2月	令和5年2月大雪
火災	2023年5月	霧ヶ峰林野火災
火山災害	2014年9月	御嶽山噴火災害

国では、平成 25 年 12 月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下「国土強靱化基本法」という。）が公布・施行され、翌年 6 月には国土強靱化基本計画（以下「基本計画」という。）が閣議決定しました。その中で、国は「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な国土・地域・経済社会の構築に向けた「国土強靱化」（ナショナル・レジリエンス）を推進しています。

長野県においても、こうした国の方針や、過去の災害の教訓を踏まえ、災害が起こった場合でもその被害を最小限に抑え、速やかな復興を成し遂げるため、すべての県民や県内に訪れる滞在者を含め、それぞれの立場で、今後、必ず起こりうる災害をイメージし、事前の備えに取り組むことを目的として、平成 28 年 3 月に長野県強靱化計画を策定しました。また、計画の策定後も、多くの災害が発生するなか、災害対応などを通じて新しい知見や教訓が得られており、これらを活用していく必要があるため、令和 5 年 3 月に、「第 3 期長野県強靱化計画」（以下「長野県強靱化計画」という。）として改定を行い、県土の強靱化に向けた諸施策を推進しています。

長野県の強靱化は、「災害が発生しても生命を失わず、迅速に日常の生活に戻るため、最悪の事態を念頭に置き、平時からの「備え」を誰もが行うことにより、社会全体が災害に強くなること」を意味しています。

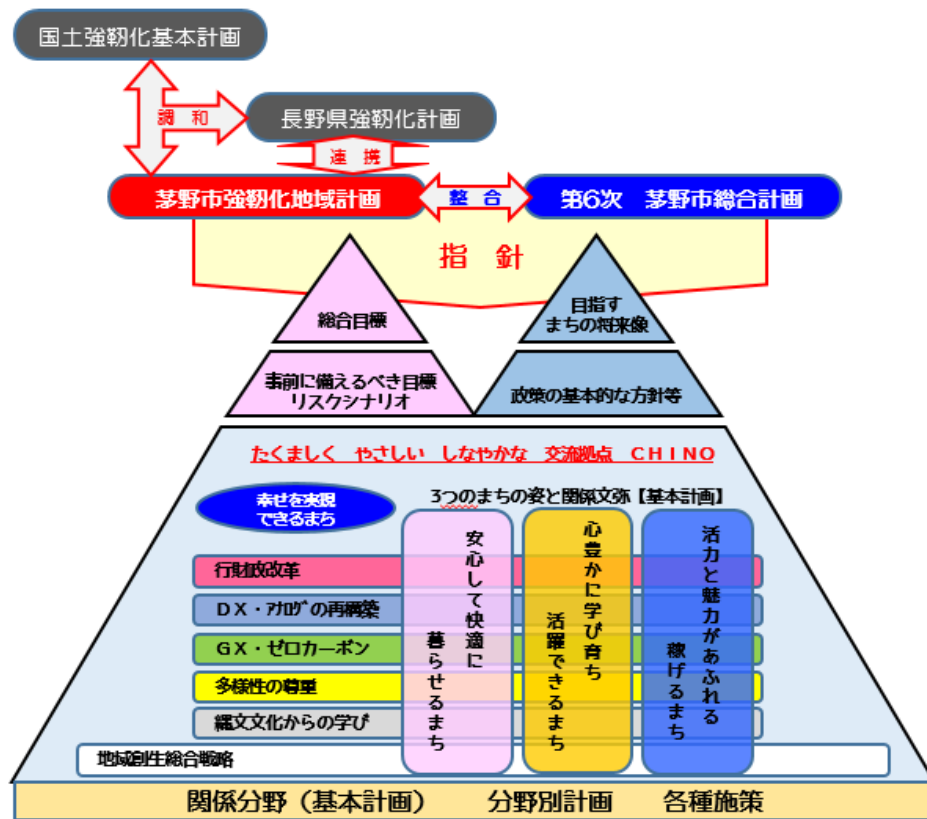
茅野市では、こうした国の方針や過去の災害教訓を踏まえ、「災害が起きた場合でも被害を最小限に抑え速やかな復興を成し遂げる」ために、市民と市が連携し、一体となって防災に向けた取組を実施することにより、地域において人と人々が支え合う「茅野市災害に強い支え合いのまちづくり条例」を制定（平成 27 年）し、さらに、「災害が起きた場合でも被害を最小限に抑え速やかな復興を成し遂げる」ために、今後、起こりうる最悪の事態をイメージしながら事前の備えに取り組むことを目的とした茅野市強靱化地域計画（令和 2 年 3 月）を策定し、強靱化に向けた施策を実施してきました。

第 1 期計画の策定から約 5 年が経過しており、社会情勢の変化や計画策定以降の災害から得られた教訓、施策の進捗状況などを踏まえ、国、県、関係機関等と一体となって、総合的、計画的に強靱化の取り組みを推進し、いかなる自然災害等が起こっても機能不全に陥らず、速やかな復旧・復興を可能にする「強靱な地域」をつくるための指針となる計画を見直し、国土強靱化基本法第 13 条に基づき「第 2 期茅野市国土強靱化地域計画」（以下「本計画」という。）を策定します。

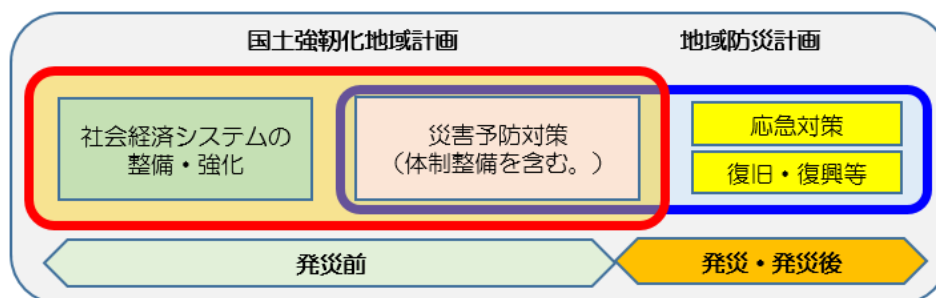
2 計画の性格

本計画は、大規模自然災害に対する脆弱性を認識し、その克服に向けて、事前防災及び減災、その他迅速な復旧等に資する施策を総合的に実施するため、国土強靱化基本法第13条に基づき、様々な分野の指針となる「アンブレラ計画」としての位置付けで作成し、上位に位置する「国土強靱化基本計画」や「第3期長野県強靱化計画」（以下「県計画」という。）との調和を図りつつ、「第6次 茅野市総合計画」で示されている取り組みや将来像との整合を図りながら、市のあらゆる行政計画の指針として、分野横断的・網羅的に取り組みを整理するための計画として位置づけるものとします。

○茅野市強靱化地域計画と茅野市総合計画との関係イメージ



○国土強靱化地域計画と地域防災計画の内容イメージ



強靱化の分野において茅野市強靱化計画を指針とする計画等	
●茅野市地域防災計画	●茅野市高齢者保健福祉計画
●茅野市国民保護計画	●茅野市障害者保健福祉計画
●茅野市受援計画	●茅野市こども・家庭応援計画
●茅野市業務継続計画	●茅野市健康づくり計画
●長野県地震災害アクションプラン	●茅野市国民健康保険 保健事業計画
●茅野市環境基本計画	●茅野市国民健康保険 特定健診等実施計画
●茅野市ゼロカーボン戦略	●茅野市食育推進計画
●一般廃棄物（ごみ）処理基本計画	●第2期長野県諏訪圏6市町村基本計画
●茅野市道路河川等整備計画	●茅野市多文化共生・国際交流推進計画
●茅野市橋梁長寿命化修繕計画	●茅野市男女共同参画計画
●茅野市上水道ビジョン	●茅野市公共施設等総合管理計画
●茅野市下水道中期ビジョン	●茅野市公共施設再編計画
●茅野市下水道ストックマネジメント計画	●茅野市公園施設長寿命化計画
●茅野市建築物耐震改修促進計画	●茅野駅周辺地区バリアフリー基本構想
●茅野市都市計画マスタープラン	●茅野市空家等対策計画
●茅野市商業振興ビジョン	●茅野市住生活基本計画
●茅野市農業振興ビジョン	●茅野市行政経営基本計画
●茅野市林業振興ビジョン	●茅野市・原村地域公共交通計画
●茅野市観光振興ビジョン	●長野県地域公共交通計画
●茅野市工業振興ビジョン	●茅野市行財政改革基本方針
●茅野市建設産業振興ビジョン	●茅野市公営住宅等長寿命化計画
●茅野市立地適正化計画	●茅野市人財育成ビジョン
●茅野市教育大綱	●縄文の里史跡整備・活用基本計画
●茅野市社会教育推進計画	●第1次茅野市小中学校管理計画
●茅野市生涯学習推進指針	●茅野市DX基本計画
●茅野市文化芸術推進計画	●縄文プロジェクト
●茅野市スポーツ推進計画	
●茅野市こども・家庭の豊かな未来づくり推進計画	
●福祉21ビーナスプラン（茅野市地域福祉計画）	

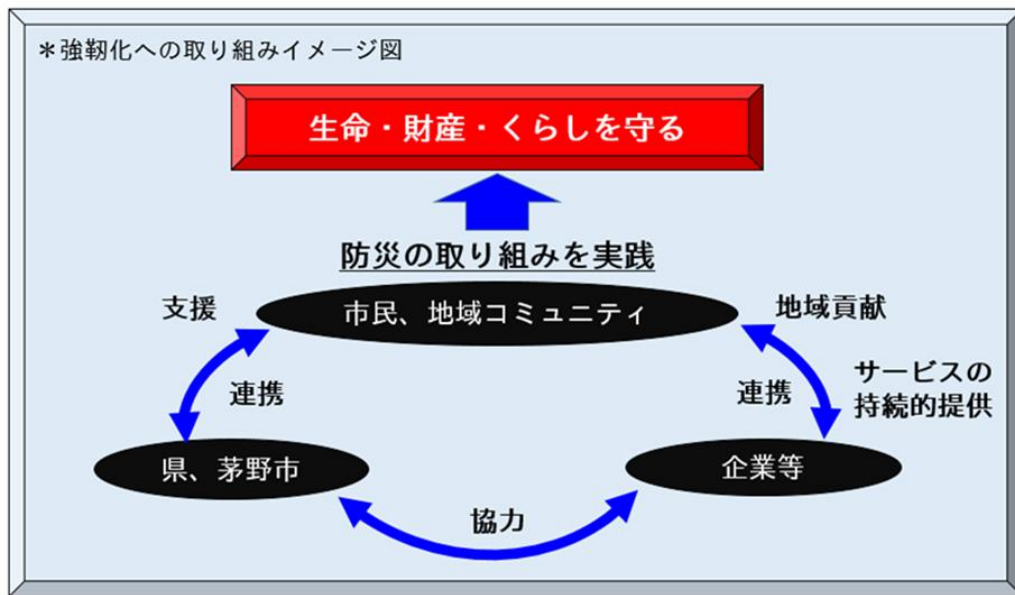
3 計画の目的・期間

(1) 計画の目的

市民の一番の思いは災害により生命・財産を失わないことにあります。また、長野県が実施した県政モニター調査結果によると、自然災害への備えとして最も優先度が高いのは、電気、ガス、上下水道など生活インフラの防災力の強化であり、食料・飲料水・日用品の確保が困難になることが課題として挙げられています。

行政のみならず、企業、市民も、生命・財産を守り迅速に復旧・復興するための「事前の備えを行うことにより、社会全体が災害に強くなること」、すなわち強靱化を意識することが必要です。

茅野市強靱化地域計画では、多くの災害経験を踏まえ行政、企業、市民が一体となって強靱化に取り組み、生命・財産・暮らしを守ることを目的とします。



※ 次章に記載するとおり、本市にはさまざまな災害リスクが想定されます。災害への対応は、自助・共助・公助の3つの考え方が重要ですが、行政による公助には限界があります。よって、公助の取組みが適切に行われることは前提ですが、公助が提供されるまでの「自助の強化」と「共助の仕組みづくり」及び減災を取組みの核として、地域防災力を向上させることで、例え災害が起きたとしても、その被害を最小限に抑え、速やかな復旧・復興に繋げていく必要があります。

なお、「地域防災力の向上」のためには、企業・団体・専門職・学校等の行政以外の多様な主体が防災活動に関わりやすい環境づくりを進め、茅野市が一体として災害対応・被災者支援できる体制を構築していくことが肝要です。

(2) 計画の期間

本計画の期間は、**令和8（2026）年度から令和12（2030）年度**の5年間とします。

なお、今後の災害、社会情勢等に急激な変化が生じた場合など、計画期間内においても適宜見直しを行うこととします。

4 強靱化を推進する上での基本的方針

国土強靱化の理念及び国土強靱化基本計画、長野県強靱化計画を踏まえ、次の基本的な方針に基づき、本市における強靱化を推進します。

【強靱化の取り組み姿勢】

- ・本市の強靱性を損なう原因を、あらゆる側面から検証します。
- ・短期的な視点によらず、長期的な視野を持って計画的に取り組みます。
- ・災害に強いまちづくりにより、地域の活力を高めます。

【適切な施策の組み合わせ】

- ・ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせ、効果的に施策を推進します。
- ・市と国、県、民間事業者等及び住民の連携と役割分担のもと、「自助」「共助」「公助」を適切に組み合わせ、地域防災力の向上に取り組みます。
- ・非常時のみならず、平時にも有効に活用される対策となるよう工夫します。
- ・庁内部課間の隔たりを排除し、分野横断的・網羅的に整理して取り組みます

【効率的な施策の推進】

- ・既存の社会資本の有効活用や施設の適切な維持管理により、効果的に施策を推進します。
- ・国、県の施設や民間技術の活用等により、効率的に施策を推進します。

【地域の特性に応じた施策の推進】

- ・女性、子供、高齢者、障害者及び市中滞在者等（外国人を含む。）に配慮した施策を講じます。
- ・市の地域特性（自然条件、人口規模・分布、産業等）に応じた施策を講じます。
- ・人のつながりやコミュニティ機能を強化し、地域全体で強靱化を推進します。

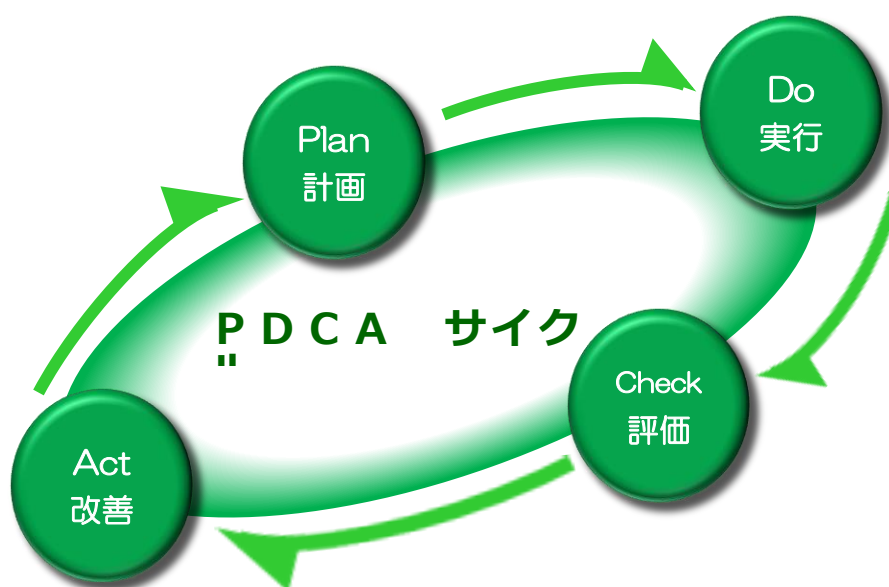
5 施策の重点化

- (1) 厳しい財政状況の中、効率的・効果的に強靱化を推進するためには、優先順位が高い施策を重点として取り組む必要があります。
- (2) 第1期計画の結果や進捗状況、計画期間中の災害教訓、対処すべき新たな課題等を踏まえ、第3章「取り組むべき事項」の「起きてはならない最悪の事態」を回避する施策の中から重点項目を定めています。

6 評価・見直し

- (1) 本計画の第3章「取り組むべき事項」には、「起きてはならない最悪の事態」に対する「脆弱性評価」「取組方針（施策）」「達成目標」が掲載されています。計画を効率的かつ効果的に推進するため、施策や目標の達成状況を全庁的に評価する体制を構築し、今後発生する災害の検証も加えながら、必要に応じて見直し（改善）することが重要です。**PDCA**サイクル（**PLAN**:計画、**DO**:実行、**CHECK**:評価、**ACT**:改善）により、施策の見直しを行います。
- (2) 大規模災害の発生などにより、それまで認識されていない問題点（脆弱性）が発見された場合には、必要に応じて計画の見直しを行います。

なお、本計画に掲載の「達成目標」は、進捗管理の目安としており、目標の達成によりすべての問題点が解決されたとするものではありません。



第2章 茅野市の災害と想定するリスク

1 茅野市における過去の主な災害

本市は、標高 700m～3000m の高低差のある広大な市域を抱え、多数の尾根の間にある谷部や平地に点在する集落の周辺は複雑な地形を有しており、多くの急傾斜地、急勾配の河川等により、過去から繰り返し河川の氾濫、土砂災害、豪雪等の災害に見舞われてきました。さらに、市内には、糸魚川―静岡構造線断層帯をはじめ内陸型地震を引き起こす活断層が多数存在するとともに、南海トラフ地震による影響も危惧されており、防災対策の取り組みがより一層求められています。

過去の災害や地域特性から、本市に甚大な被害をもたらす可能性がある自然災害を想定します。なお、感染症対策が必要な状況は前提として考慮するとともに、地震災害とその他の災害が複合して生起する可能性があることも想定する必要があります。

(1) 地震

① 大正 12 年 9 月 1 日 (関東大震災)

関東南部 M7.9 家屋全壊 45 棟、半壊 176 棟 (諏訪)

② 昭和 19 年 12 月 7 日 (東南海地震)

熊野灘 M8.0 諏訪地域最大震度 6 弱～7? 全壊 13 棟、半壊 49 棟 (諏訪)

③ 平成 19 年 7 月 16 日 (新潟県中越沖地震)

新潟県・長野県 M6.8 県内最大震度 6 強

④ 平成 23 年 3 月 11 日 (東北地方太平洋沖地震)

東日本 M9.0 県内最大震度 5 弱

⑤ 平成 23 年 3 月 12 日 (長野県北部地震)

長野県・新潟県 M6.7 県内最大震度 6 強 (栄村)

⑥ 平成 23 年 6 月 30 日

長野県中部 M5.5 県内最大震度 5 強 一部破損 5,129 棟 (松本、諏訪)

⑦ 平成 26 年 11 月 22 日 (神城断層地震)

長野県北部 M6.7 県内最大震度 6 弱
全壊 80 棟、半壊 160 棟、一部破損 1,787 棟

⑧ 平成 29 年 6 月 25 日

長野県南部 M5.6 県内最大震度 5 強 住宅一部破損 22 棟

⑨ 令和 6 年 1 月 1 日 (能登半島地震)

能登半島北部 M7.6 県内最大震度 5 強 諏訪地域震度 4 (被害なし)

⑩ 令和 6 年 8 月 8 日（日向灘地震）

日向灘沖 M7.1 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）発表

(2) 風水害(被害の大きい一部を抜粋)

① 昭和 34 年台風 7 号（昭和 34 年 8 月 14 日）

諏訪：最大日降水量 107.3 mm 最大 1 時間降水量 23.5 mm

死者 2 名、床上浸水 93 戸、流出家屋 22 戸、流出橋 35 橋、堤防決壊 50 か所
一部流出・半壊家屋 36 戸 【被害総額 1,070,000 千円】

② 昭和 34 年台風 15 号：伊勢湾台風（昭和 34 年 9 月 26 日）

諏訪：最大日降水量 72.3 mm 最大 1 時間降水量 14.5 mm 最大風速 22.3 m/s

瞬間最大風速 34.2 m/s 死者 1 名、家屋全壊 44 戸、家屋半壊 1,317 戸

家屋流出 1 戸、水稻倒伏 138 ha、雑穀 168ha 【被害総額 351,290 千円】

③ 昭和 36 年 6 月豪雨、梅雨前線、台風 6 号（三六災害）（昭和 36 年 6 月 28 日）

諏訪：最大日降水量 111.4 mm

床上浸水 27 戸、床下浸水 78 戸、道路決壊 1,164m、護岸決壊 5,317m

橋梁流出、頭首工決壊 20 か所、耕地流出 9.7ha、耕地埋没 9.5ha

冠水 50.7ha、家屋半壊 2 戸 【被害総額 322,760 千円】

④ 昭和 36 年台風 18 号：第二室戸台風（昭和 36 年 9 月 16 日）

諏訪：最大日降水量 46.6 mm 最大風速 16.5 m/s、瞬間最大風速 29.1 m/s

家屋全壊 4 戸、家屋半壊 19 戸、家屋損壊 71 戸、水稻 1,220 ha、豆類 973ha

トウモロコシ 1,127ha、雑穀 40ha 【被害総額 341,720 千円】

⑤ 昭和 47 年 7 月豪雨（昭和 47 年 7 月 11 日）

諏訪：最大日降水量 120.5 mm 最大 1 時間降水量 28.5 mm

床上浸水 49 戸、耕地冠水 16.5ha、耕地土砂埋没 15ha、道路決壊 29 か所

橋梁流出 5 橋、頭首工流出 5 か所、成魚流出 27.6t 【被害総額 129,383 千円】

⑥ 昭和 57 年台風 10 号（昭和 57 年 8 月 1 日～3 日）

諏訪：最大日降水量 80.5 mm、最大風速 12.4 m/s、最大瞬間風速 22 m/s

床上浸水 14 戸、床下浸水 155 戸、河川・道路・橋梁 176 か所、農地・林道 47 所

農作物 108ha 【被害総額 1,425,330 千円】

⑦ 昭和 58 年台風 10 号（昭和 58 年 9 月 28 日～29 日）

茅野市：最大日降水量 161.5 mm、総雨量 241mm、最大風速 13.1 m/s

家屋全壊 1 戸、家屋一部破損 3 戸、床上浸水 36 戸、床下浸水 147 戸、公共施設・

団地等 90 か所 【被害総額 5,149,885 千円】

- ⑧ 平成 18 年 7 月豪雨（平成 18 年 7 月 17 日～19 日）
白樺湖：最大日雨量 141.5 mm 総雨量 349.0 mm
全壊家屋 1 戸 【被害総額 340,677 千円】（国県復旧箇所被害額 841,000 千円）
- ⑨ 平成 21 年 8 月豪雨（平成 21 年 8 月 8 日）
美濃戸：最大日降水量 458.5 mm 最大 1 時間降水量 175.0 mm 総雨量 458.5mm
死者 1 名、土砂流入 1 件、床上浸水 12 件 【被害総額 99,500 千円】
- ⑩ 平成 24 年 7 月豪雨（平成 24 年 7 月 20 日）
豊平：最大日雨量 86.0 mm
床下浸水 22 戸、水路越水、農地法面崩落 80 カ所、
道路洗堀・冠水、土砂崩落 50 カ所【被害総額 103,935 千円】
- ⑪ 平成 25 年台風 18 号（平成 25 年 9 月 16 日）
金沢：最大日雨量 142.5 mm 最大 1 時間降水量 38.0 mm
道路被害 21 件、河川被害 14 件、水路被害 32 件、保育園・中学校被害 3 件
観光施設 8 件、法面崩壊 1 件
- ⑫ 平成 29 年台風 21 号（平成 29 年 10 月 23 日）
奥蓼科：最大日降水量 118.0mm 最大 1 時間降水量 23.0 mm
床上浸水 13 戸、床下浸水 8 戸、倒木 3 件 【被害総額 11,982 千円】
- ⑬ 平成 30 年台風 24 号（平成 30 年 9 月 29 日～10 月 1 日）
累計最大雨量 198.0mm（大沢） 時間最大雨量 29.0mm（奥蓼科）
床上浸水 11 戸、床下浸水 13 戸、倒木多数、停電 1 万 3 千戸（最大 5 日間）
- ⑭ 令和元年台風 19 号：令和元年東日本台風（令和元年 10 月 12 日～13 日）
奥蓼科：累計最大雨量 309.5mm、時間最大雨量 25.5mm
床上浸水 3 戸、停電 4,980 戸、道路洗堀、農業用水路決壊、登山道崩落多数
避難者数 443 名 【被害総額 67,500 千円】（災害救助法適用）
- ⑮ 令和 3 年茅野市土石流災害（令和 3 年 9 月 5 日）
静香苑：累計最大雨量 135.0mm、時間最大雨量 35mm
下馬沢川流域で発生した土石流等による土砂流出 21ha（田畑 36 カ所 2,1ha）
家屋等全壊 11 戸、家屋等半壊 2 戸、床上浸水 26 戸、床下浸水 68 戸、
水路等閉塞 28 箇所、道路（林道）路面洗堀・法面崩壊 7 路線等
避難者数 96 世帯 202 名 【被害総額 286,105 千円】（災害救助法適用）

2 茅野市において想定される災害

(1) 地震

本市は、地震防災対策強化地域及び南海トラフ地震対策推進地域に指定されており、南海トラフ地震による被害（震度6弱）も想定されていますが、平成25・26年度の2か年で長野県が実施した「第3次長野県地震被害想定調査」の結果を基礎資料として、過去に被害をもたらした地震や、活断層の分布状況、現時点の科学的知見を踏まえます。

○糸魚川-静岡構造線断層帯地震（南側）

【冬18時、強風】

最大震度	建物被害(戸)		人的被害(人)			避難者(人) 発災2日後	水道断水 人口(人)	停電件数 (戸)
	全壊・焼失	半壊	死者	負傷者	重傷者			
7	4,230	5,330	210	1,420	780	17,240	54,560	28,990

○南海トラフ巨大地震（陸側ケース）

【冬18時、強風】

最大震度	建物被害(戸)		人的被害(人)			避難者(人) 発災2日後	水道断水 人口(人)	停電件数 (戸)
	全壊・焼失	半壊	死者	負傷者	重傷者			
6強	30	220	わずか	30	10	1,500	28,310	14,090

「第3次長野県地震被害想定調査報告書」（平成27年3月）による被害想定

- ア 被害が甚大な地震 : 糸魚川-静岡構造線断層帯地震(南側)
- イ 発生確率が高い地震 : 南海トラフ巨大地震(東海地震を含む。)
- ウ 特に警戒が必要な地震: 上記地震及び首都直下地震

(2) 風水害

ア 土砂災害

茅野市は、山岳に囲まれた急傾斜地が多く、山間部の河川・水路は急勾配な流れであり、降雨等による急激な流量の増加によりしばしば土石流を発生させます。近年、異常気象に伴う大型台風は、猛烈な風雨による被害を発生させ、また、増加傾向にある局地的豪雨は土砂災害を誘発します。

本市の土砂災害警戒区域等の指定地域については下表のとおりであり、早期の立ち退き避難体制の構築が必要です。

○市内土砂災害警戒区域等

	土石流	急傾斜地の崩壊	地滑り
土砂災害特別警戒区域(R)	156	457	—
土砂災害警戒区域(Y)	177	501	10

茅野市の土砂災害警戒区域等の指定状況（令和7年度）

イ 洪水・浸水害

近年の急変する気象状況は、長期の大雨や、線状降水帯による一時的な局所集中豪

雨等による記録的短時間大雨情報(時間雨量 100mm 以上)が頻発する傾向にあります。

長雨等による 1 級河川(上川・宮川)の増水や局所集中豪雨を受けた場合は下水道、排水ポンプ等の処理能力を大幅に超え、小河川から大河川に流入できなくなった雨水が内水氾濫となる危険があります。また、内水氾濫による逃げ遅れ、避難行動の阻害、集落孤立も危惧されるため、避難行動要支援者等の逃げ遅れに対する体制の構築が必要です。

ウ 雪 害

本市は県中部(東側)に位置し、降雪は比較的少ない地域ですが、2 月以降の南岸低気圧型による降雪の場合は、水分を含んだ多量の積雪及び凍結等により、家屋、農業ハウス等の倒壊や主要道路では大型車等の車両滞留が交通網を麻痺させ、人的被害に至ることがあります。大雪に対する、幹線道路の除雪・凍結対策、通行規制に関する体制、情報連携等について検討が必要です。

(3) 火山災害

気象庁の火山噴火予知連絡会において、活火山として選定された火山は全国において 111 山(令和 6 年 4 月改定)存在しますが、そのうち長野県内に火口が存在する火山が 6 山(浅間山、焼岳、乗鞍岳、御嶽山、横岳、アカンダナ山)、県周辺には 4 山(新潟焼山、妙高山、草津白根山、弥陀ヶ原)が存在する全国でも有数の火山県です。

また、火山活動が活発で過去に大規模な噴火を繰り返した火山がある一方で、有史以来目立った噴火が無い火山や歴史的経緯や交通網の関係から観光客や登山客が数多く訪れる火山も存在するなど、それぞれの火山での活動に伴い発生するリスクは大きく異なっているため、火山ごとのきめ細やかな形でのリスク管理が必要とされています。

茅野市においては、「横岳(北八ヶ岳)」が活火山に指定されています。現在、火山活動の兆候は認められておらず、国の「常時観測対象火山」には指定されていないため、本計画では対象とはしていませんが、他の火山噴火に伴う降灰等によるライフラインへの影響が懸念されます。

(4) 複合災害

発災時、復旧・復興中を問わず、複数の災害(地震災害、風水害等)が同時又は多発・連続的に生起すると、大規模な被害に拡大する恐れのある複合災害となることを想定することが必要です。また、季節による猛暑、厳寒期や社会的影響が大きい感染症等も「災害」として捉え、平常時・災害時を問わず、常に生起することを想定し、避難所等の対策として捉える必要があります。

3 想定するリスク

茅野市の強靱化を進めるにあたり想定するリスクは、国土強靱化基本計画及び長野県強靱化計画が大規模自然災害のみを対象としていることや、近年、気候変動の影響により激甚化・頻発化している気象災害や今後発生する恐れのある大規模地震等の脅威への対策が市として取り組むべき喫緊の課題であることから、本計画で想定するリスクは大規模自然災害を対象とします。

なお、複数の大規模自然災害や感染症の流行が同時に発生するなどの複合災害も想定することとします。

災害等の種類	想定する災害の最大規模等
地震災害	<ul style="list-style-type: none"> 糸魚川―静岡構造線断層帯地震(南側) (マグニチュード8.5 最大震度7)
風水害・土砂災害	<ul style="list-style-type: none"> 想定最大規模相当の降雨により発生すると予想される河川・水路の氾濫や大規模浸水等 (48時間雨量：上川流域:790mm、宮川流域：840mm) 大規模な土砂災害（土石流、急傾斜の崩落等） 突風に伴う倒木等による広範囲の停電・道路通行規制等
雪害	<ul style="list-style-type: none"> 特別警報レベルの大雪（既往最大積雪61cm）及び凍結による交通機能の麻痺や地域経済の停滞、集落の孤立、雪崩の発生
火山災害	<ul style="list-style-type: none"> 現在、常時観測対象の火山がないため、想定しません。
複合災害	<ul style="list-style-type: none"> 大規模地震発生前後の豪雨・台風等は、通常時より土砂災害が発生しやすくなり被害が拡大 季節の気象状況（酷暑、厳寒期）により、避難生活における災害関連死への影響 感染症流行時の大規模自然災害発生による、避難所等での感染の拡大

第3章 国土強靱化の基本的な考え方

1 総合目標・基本目標

国土強靱化基本計画、長野県強靱化計画との調和を図りつつ、県内、県周辺で発生した大規模自然災害（地震、風水害、大雪災害、火山噴火等）を教訓としながら、茅野市の強靱化を推進するため、茅野市強靱化地域計画においては、起こり得る事態に対して、以下のとおり本計画の「総合目標」と「基本目標」を設定します。

◎総合目標

多くの自然災害から学び、いのちと暮らしを守るまちづくり

◎基本目標（事前に備えるべき目標）

- I 人命の保護が最大限図られる
- II 救助・救急、医療活動が迅速に行われる
- III 必要不可欠な行政機能・情報通信機能を確保する
- IV 経済活動（サプライチェーンを含む。）を機能不全に陥らせない
- V 生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る
- VI 制御不能な二次災害を発生させない
- VII 地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

2 推進する上での留意事項

茅野市の強靱化を推進する上で、国の基本計画で示されている「基本的な方針」を踏まえつつ、以下の方針に基づき推進します。

- 本市の強靱化を損なう原因をあらゆる側面から検証し、取り組みを推進します。
- 短期的な視点によらず、長期的な視点を持って計画的な取り組みを推進します。
- ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせ、効果的に施策を推進します。
- 自助、共助、公助を適切に組み合わせ、国、県、地域、事業者、NPO等と積極的に

連携しながら取り組みを実施します

- 非常時に防災・減災等の効果を発揮するのみならず、平時にも有効に活用される対策となるよう工夫します。
- 市民の需要の変化、社会資本の老朽化等を踏まえるとともに、財政資金の効率的な使用による施策の持続的な実施に配慮して施策の重点化を図ります。
- 既存の社会資本の有効活用等により、費用を縮減し、効率的な施策を推進します。
- 地域コミュニティ機能を向上するとともに、各地域における担い手が適切に活動できる環境整備を推進します。
- 要配慮者である女性、高齢者、子ども、障がい者、外国人及び性的マイノリティ等に配慮した施策を推進します。

＜参考＞国土強靱化を推進する上での基本的な方針（※基本計画引用）

(1) 国土強靱化の取組姿勢

- ① 我が国の強靱性を損なう本質的原因として何が存在しているのかをあらゆる側面から吟味しつつ、取組にあたること。
- ② 短期的な視点によらず、強靱性確保の遅延による被害拡大を見据えた時間管理概念とEBPM（Evidence-based Policymaking：証拠に基づく政策立案）概念の双方を持ちつつ、長期的な視野を持って計画的な取組にあたること。
- ③ 各地域の多様性を再構築し、地域間の連携を強化するとともに、災害に強い国土づくりを進めることにより、地域の活力を高め、依然として進展する東京一極集中からの脱却を図り、「自律・分散・協調」型国土構造の実現を促すこと。
- ④ 我が国のあらゆるレベルの経済社会システムが有する潜在力、抵抗力、回復力、適応力を強化すること。
- ⑤ 市場、統治、社会の力を総合的に踏まえつつ、大局的、システムの視点をもち、制度、規制の適正な在り方を見据えながら取り組むこと。

(2) 適切な施策の組み合わせ

- ⑥ 災害リスクや地域の状況等に応じて、防災施設の整備、施設の耐震化、代替施設の確保などのハード対策と訓練・防災教育などのソフト対策を適切に組み合わせ、効果的に施策を推進するとともに、このための体制を早急に整備すること。
- ⑦ 「自助」、「共助」及び「公助」を適切に組み合わせ、官と民が適切に連携及び役割分担して取り組むこととし、特に重大性・緊急性・危険性が高い場合には、国が中核的な役割を果たすこと。
- ⑧ 非常時に防災・減災等の効果を発揮するのみならず、平時にも有効に活用される対策となるよう工夫すること。

(3) 効率的な施策の推進

- ⑨ 人口の減少等に起因する国民の需要の変化、気候変動等による気象の変化、社会資本の老朽化等を踏まえるとともに、強靱性確保の遅延による被害拡大を見据えた時間管理概念や、財政資金の効率的な使用による施策の持続的な実施に配慮して、施策の重点化を図ること。
- ⑩ 既存の社会資本を有効活用すること等により、費用を縮減しつつ効率的に施策を推進すること。
- ⑪ 限られた資金を最大限に活用するため、PPP/PFIによる民間資金の積極的な活用を図ること。
- ⑫ 施設等の効率的かつ効果的な維持管理に資すること。
- ⑬ 人命を保護する観点から、関係者の合意形成を図りつつ、土地の合理的利用を促進すること。
- ⑭ 科学的知見に基づく研究開発の推進及びその成果の普及を図ること。

(4) 地域の特性に応じた施策の推進

- ⑮ 人のつながりやコミュニティ機能を向上するとともに、各地域において強靱化を推進する担い手が適切に活動できる環境整備に努めること。
- ⑯ 女性、高齢者、子供、障害者、外国人等に十分配慮して施策を講じること。
- ⑰ 地域の特性に応じて、環境との調和及び景観の維持に配慮するとともに、自然環境の有する多様な機能を活用するなどし、自然との共生を図ること。

第4章 取り組むべき事項

1 市の取り組み

第2期 茅野市強靱化地域計画における重点事項等

以下の観点から、第2期計画では3つの重点項目を設定しています。

- 気候変動の影響により気象災害が激甚化、頻発化する中、県内でも令和元年東日本台風災害などの大規模な災害が発生し尊い人命が失われました。
- 第2期計画においても、第1期計画の進捗状況や課題、発生した災害の教訓、社会情勢の変化等を踏まえ、行政、事業者、市民が一体となって「人命の保護を最大限図る」ための取組が重要です。
- 災害への備えを主体的に学び、自ら生命を守る、災害発生時には住民同士が助け合う、「学びと自治の力」を活かした取り組みは、強靱化の推進に欠くことができないものです。

【重点項目】

1 気候変動リスクを踏まえた水害・土砂災害対策

流域治水対策や土砂災害への備えにより、人命の保護を最大限図る

2 地震や水害から命と暮らしを守る建物等インフラの強靱化

建物の耐震化や浸水対策等の推進により、人命を保護し暮らしを確保する。

3 「学び」と「自治」で進める地域防災力の充実

適切な避難行動への誘導や災害弱者を取り残さない仕組みの構築、地域防災の担い手育成などにより、逃げ遅れ、直接死、関連死を防ぐ。



逃げ遅れゼロ 直接死ゼロ 関連死ゼロ を実現

上記を踏まえ、市は、国・県事業との連携、支援を受け、以下のような取組を行います。

- ☆ 市による適時・適切な避難情報の発令
- ☆ 防災行政無線、防災メール、SNS及びLアラート等による情報の発信
- ☆ TKB（トイレ、キッチン、ベッド）の充実及び冷暖房等、避難所環境の向上
- ☆ 要配慮者利用施設の避難確保計画、個別避難計画の策定・訓練を支援
- ☆ 住宅の耐震化に向けた支援、地震保険・共済加入の促進
- ☆ 災害応急対策拠点となる施設、防災倉庫の整備、応援・受援体制の構築
- ☆ 中小河川の浸水想定区域図の作成・公表
- ☆ 護岸整備や堤防強化、砂防施設等の整備の推進
- ☆ 「地区防災マップ」「地区防災計画」等の作成支援
- ☆ 一定の盛土行為を規制、盛土地の調査により、盛土等に起因する土砂災害を防止

2 市民の取り組み

- 「起きてはならない最悪の事態」を防ぐためには、市民一人ひとりが主体的に行動し災害に立ち向かう「自助」と、多様な主体がお互いに共働する「共助」に基づく「自治の力」が発揮されることが重要です。
- 自然災害の発生を防ぐことは困難ですが、その特性を学び、事前に備えることは、かけがえのない生命や貴重な財産を守る重要な要素となります。
- 「起きてはならない最悪の事態」を克服するため、市民の皆様に取り組んでいただく事項を「市民の皆様へ」として各節に記載しています。

3 民間事業者の取り組み

- 「起きてはならない最悪の事態」を克服するためには、民間事業者の皆様の取組が必要不可欠です。特に、ライフラインを担っている事業者の取り組みは、大規模自然災害が発生した際の被害の最小化や迅速な復旧において特に重要で、災害から市民の暮らしを守る上で最も必要なものです。
- 本計画では、そうした民間事業者の「事前の備え」について、「起きてはならない最悪の事態」を克服する観点で記載しています。

4 大規模自然災害からの教訓

これまでに、日本国内では様々な大規模自然災害が発生し、災害対応や復旧において、多くの課題や教訓とするべき状況が新たに生じています。

第2期計画では、これらの教訓とするべき事項について以下のとおり整理を行い、計画に組み入れることにより、同様の事象が発生した場合に、より適切に対応することを目指します。

1 令和元年東日本台風

令和元年10月12日から13日にかけて非常に激しい雨と強い風により、千曲川の越水や堤防の決壊などにより、多数の人的被害、住宅被害や農地等への被害が発生するとともに、1,700名を超える逃げ遅れの発生、避難生活の長期化、浸水した地域の復旧・復興などが課題となりました。

【災害を教訓として取り組む施策】

- ★逃げ遅れゼロの推進（防災アプリの普及促進、防災メール・SNS等情報受信手段の周知、要配慮者利用施設避難確保計画・個別避難計画の作成支援）
- ★避難所の環境改善（TKB向上推進、女性・要配慮者等の視点に立った避難所運営支援及び家庭動物受け入れ態勢）
- ★防災教育の充実（出前講座、学校等における防災教育の推進、災害伝承）
- ★流域治水対策の推進（雨水貯留施設、水位計、監視カメラ、浸水想定区域図の公表）
- ★浸水対策の推進（下水処理施設・ポンプ施設の整備、庁舎の浸水対策）
- ★ボランティア、NPOとの連携（研修会・訓練による連携強化、相互連携協定）
- ★生活再建の支援（信州被災者生活再建支援制度の周知・運用、住家被害認定研修の開催）

2 局所的大雨による土砂災害

諏訪地域では、守屋山周辺（通称、「西山」）において、令和3年8月13日から15日にかけて断続的に激しい雨が降り続き、岡谷市川岸地区で土石流が発生し3名の命が奪われました。また、9月5日の集中豪雨では、茅野市高部区の下馬沢川流域で土石流災害が発生し、多くの住宅被害が出ましたが、幸いにして人的被害はありませんでした。

検証により、被害発生時刻による、避難情報の発令する時機や手段、対象地区の絞り込み、住民の適切な避難行動（特に夜間～早朝）が大きな課題となりました。

【災害を教訓として取り組む施策】

- ★気象台による防災気象情報講習会、相談体制の構築
- ★避難情報発令判断・伝達に関するマニュアル、チェックリストの整備
- ★逃げ遅れゼロの推進（防災アプリの普及促進、防災メール・SNS等情報受信手段の周知、要配慮者利用施設避難確保計画・個別避難計画の作成支援）

3 線状降水帯発生による豪雨災害

平成30年7月豪雨（西日本を中心に死者224名、行方不明者8名、全壊家屋6,758棟）や、令和2年7月豪雨（球磨川流域の高齢者福祉施設入所者14名が犠牲）では、線状降水帯の発生が報告されています。

線状降水帯が発生すると、大雨災害発生の危険度が急激に高まることがあるため、他の大雨に関する情報にも留意しながら対応する必要があります。

【災害を教訓として取り組む施策】

- ★避難情報発令支援（相談体制の構築）
- ★県・気象台による防災気象情報講習会、相談体制の構築
- ★要配慮者利用施設避難確保計画作成・避難訓練支援、個別避難計画の作成支援）
- ★長時間洪水予測システムの活用

4 令和6年能登半島地震

令和6年元日、能登半島においてマグニチュード7.6の地震が発生。輪島市、志賀町で最大震度7を観測し、激しい揺れと津波により死者515名、住家被害15万5千棟の大規模災害となりました。中部9県1市による対口支援体制が構築され、避難者等支援が行われ現在も復旧・復興が続いています。長野県における広域での大規模な地震災害を想定し、教訓に対する施策が必要になります。

【災害を教訓として取り組む施策】

- ★長野県地震対策アクションプラン（備蓄基準の見直し等）
- ★避難所のTKB（トイレ、キッチン、ベッド）等、環境の向上
- ★住宅の耐震化に向けた支援、地震保険・共済加入の促進
- ★広域防災拠点となる施設の整備、受援体制の構築
- ★複合災害への備え（感染症対策、仮設住宅予定地の確認）
- ★対口支援（チームながの等）による物資、職員派遣等の支援体制

5 大雪による大規模な車両滞留

関越自動車道（令和2年12月）や北陸自動車道（令和3年1月）では豪雪により大規模な車両滞留が発生し、乗員の安全確保や早期の滞留解消が課題となりました。また、茅野市においても平成26年2月（最大降雪61cm）、中河原区から金沢地区に至る国道20号等で大型車による長期車両滞留が起こり乗務員・乗客等に対する避難所受入れ、炊き出し等の対応が実施されました。

【災害を教訓として取り組む施策】

- ★除雪体制の強化（幹線道路連絡会議による体制確認、通行規制区間の設定）
- ★道路の防雪・消雪・凍結対策
- ★適切な道路情報の提供
- ★車両滞留時の車両乗務員・乗客等に対する支援、受入れ体制

第5章 脆弱性評価

茅野市で想定される大規模自然災害に対して、リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態：28項目）を設定し、現状の取組みにおける脆弱性について評価しました。

1 リスクシナリオの設定

基本目標を達成するうえで、想定される災害リスクに起因して発生することが懸念される事態としてリスクシナリオ（起きてはならない最悪事態）を以下のとおり設定します。

基本目標		番号	起きてはならない最悪の事態
I	人命の保護が最大限図られる	I-1	地震による建物等の倒壊による死傷者の発生
		I-2	住宅密集地や多数が集まる施設等の火災による死傷者の発生
		I-3	広域かつ長期的な浸水等による死傷者の発生
		I-4	大規模な土砂災害等による死傷者の発生
		I-5	避難行動の遅れや情報伝達の不備等による死傷者の発生
II	救助・救急、医療活動が迅速に行われる	II-1	被災地での食料・飲料水、電力・燃料等、生命に関わる物資供給の長期停止
		II-2	警察、消防、自衛隊等の被災による救助・救急活動等の絶対的不足
		II-3	医療施設及び関係者等の被災・絶対的不足、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺
		II-4	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
		II-5	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による関連死の発生
III	必要不可欠な行政機能・情報通信機能を確保する	III-1	信号機の停止等による交通事故の多発
		III-2	行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
		III-3	災害情報が必要な者に伝達できない事態
IV	経済活動（サプライチェーン）を機能不全に陥らせない	IV-1	社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止
		IV-2	上下水道、汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
		IV-3	地域交通ネットワークが分断する事態
V	生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る	V-1	サプライチェーンの寸断等に伴う企業の生産力低下による経済活動の停滞
		V-2	基幹的交通ネットワーク（高速道路、鉄道等）の機能停止
		V-3	エネルギー、食糧等の安全供給の停滞
VI	制御不能な二次被害を発生させない	VI-1	ため池、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生
		VI-2	有害物質の大規模拡散・流出
		VI-3	農地・森林等の荒廃による被害の拡大
		VI-4	観光や地域農産物に対する風評被害
		VI-5	避難所の機能不足等による環境の悪化
VII	地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する	VII-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		VII-2	道路啓開等の復旧・復興が大幅に遅れる事態
		VII-3	用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態
		VII-4	貴重な文化財や環境的資産、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失

2 施策分野の設定

リスクシナリオごとに、各部局等が所管する事業等を検討・整理するとともに、国・長野県の基本計画や、茅野市地域防災計画との調和及び第6次茅野市総合計画「幸せを実現できるまち」と整合を図りつつ、以下のとおり施策分野を設定しました。

《施策分野の設定》

個別施策分野	① 行政機能・消防・情報通信 ② 住宅・都市基盤 ③ 健康・医療・福祉 ④ 産業・農林水産・環境 ⑤ 交通・物流・国土保全
横断的分野	⑥ リスクコミュニケーション・人材育成 ⑦ 老朽化対策

3 脆弱性評価結果

○ 脆弱性の評価を行うにあたり、設定したリスクシナリオの回避（リスクの一部低減も含む。）に寄与する本市の既往の取り組みについて、総合計画や地域防災計画を基に、本市の実情などを踏まえて整理しました。

【リスクシナリオと施策分野別の対策 整理表】

○ これらの計画は、主に茅野市と他の行政機関が進めるもので、自治会や住民に加え、交通・物流、エネルギー、情報通信、放送、医療、ライフライン等に係る民間事業者など、広範な関係者が主体的に進めるものとは必ずしもなっておりません。

○ 大災害に強く、粘り強い茅野市を実現するには、行政機関が計画に定めている施策を着実に進めることはもちろん、自治会や住民、交通・物流、エネルギー、情報通信、放送、医療、ライフライン等に係る民間事業者など、広範な関係者の活動と連携協力が必要です。また、令和元年東日本台風など、近年の災害の多発化・激甚化を踏まえた致命的な被害を防ぐハード対策や命を守るためのソフト対策のさらなる充実が必要です。

○ 本計画では、広範な関係者の活動と連携協力、致命的な被害を防ぐハード対策や命を守るためのソフト対策のさらなる充実特に着目して作成することとします。

4 重点化の考え方

限られた資源（予算や人員等）で効率的・効果的に国土強靱化を進めていくには、どの施策を優先的に行うか検討する必要があります。

本計画では、人命の保護を最重点とする中で、リスクシナリオ単位での優先順位を付け、また、本市における影響の大きさや緊急性の観点から重点化すべきリスクシナリオを選定しました。

《重点化すべきリスクシナリオ》

リスクシナリオ	
I-1	地震による建物等の倒壊による死傷者の発生
I-3	広域かつ長期的な浸水による死傷者の発生
I-4	大規模な土砂災害等による死傷者の発生
I-5	避難行動の遅れや情報伝達の不備等による死傷者の発生
II-1	被災地での食料・飲料水、電力・燃料等、生命に関わる物資供給の長期停止
II-2	警察、消防、自衛隊等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
II-3	医療施設及び関係者等の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺
IV-1	社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止
V-2	基幹的交通ネットワーク（高速道路、鉄道等）の機能停止
V-3	エネルギー・食料等の安全供給の停滞
VI-5	避難所の機能不足等による環境の悪化

資料1 リスクシナリオと施策分野別の対策 整理表

基本目標 (事前に備えるべき目標)	個別施策分野					横断的分野	
	行政機能 ・消防・情報通信等	住宅・都市基盤	健康・医療・福祉	産業・農林水産・環境	交通・物流・国土保全	リカミユコフ・人材育成	老朽化対策
I 人命の保護が最大限認められる	1 地震による建物等の倒壊による死傷者の発生	<ul style="list-style-type: none"> 建築物危険判定活動 道路の無電柱化の推進 アロップ等の倒壊、屋外広告物の落下防止対策 建築物などの耐震化促進 学校等施設的安全対策 市有施設等の長寿命化に伴う耐震化の推進 大規模盛土造成地変動予測調査の実施 			<ul style="list-style-type: none"> 道路・橋梁等の長寿命化に伴う耐震化の推進 道路の無電柱化の推進 大規模地盤に備えた鉄道施設・土留の耐震化 橋梁や堤防道路等の事前通行規制の検討 市民を支える道路環状の整備 	<ul style="list-style-type: none"> 地域防災力の向上 	<ul style="list-style-type: none"> 道路・橋梁等の長寿命化に伴う耐震化の推進 市有施設等の長寿命化に伴う耐震化の推進
	2 住宅密集地や多数が集まる施設等の火災による死傷者の発生	<ul style="list-style-type: none"> 消防力の充実・強化 消防団員の定数確保に向けた普及・啓発 	<ul style="list-style-type: none"> 密集市街地対策 			<ul style="list-style-type: none"> 地域防災力の向上 	
	3 広域かつ長期的な浸水等による死傷者の発生				<ul style="list-style-type: none"> 雨水排水路の整備 	<ul style="list-style-type: none"> 河川整備等の浸水対策の推進 集中豪雨等への対策強化 流域治水計画の推進 開封行為に対する流出対策の指導 	
	4 大規模な土砂災害等による死傷者の発生					<ul style="list-style-type: none"> 森林の土砂災害防止機能の向上 流木・土砂災害防止対策の推進 	<ul style="list-style-type: none"> 地域防災力の向上 土砂災害に対する防災意識の向上
	5 避難行動の遅れや情報伝達の不備等による死傷者の発生	<ul style="list-style-type: none"> 災害情報伝達手段の確保 災害対応能力の向上と危機管理体制の強化 				<ul style="list-style-type: none"> 安全・安心を実現する国土利用 土砂災害防止対策の推進 	<ul style="list-style-type: none"> 地域防災力の向上 防災行政無線の普及対策
II 救助・救急医療活動が迅速に	1 被災地での食料・飲料水、電力・燃料等、生命に關わる物資供給の長期停止	<ul style="list-style-type: none"> 避難者支援物資の備蓄(食料・飲料水等)の不足対策 備蓄能力の向上 自治体、民間事業者等との連携強化 受援体制の整備 			<ul style="list-style-type: none"> ガス供給途絶時の臨時供給設備の整備 	<ul style="list-style-type: none"> 災害に強い道路網整備の推進 建設業団体等との災害協定締結 道の駅の防災機能強化 	<ul style="list-style-type: none"> 住民による地域の安全強化 災害に強い道路網整備の推進
	2 警察、消防、自衛隊等の被災による救助・救急活動等の絶対的不足	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関との連携強化 警察機能の強化 消防団の体制強化 				<ul style="list-style-type: none"> 地域防災力の向上 	
	3 医療施設及び避難者等の被災・絶望的不足、支援ルートへの途絶による医療機能の麻痺	<ul style="list-style-type: none"> 災害時医療体制の確立 医療機関、施設との連携確保 医療施設への通信提供 	<ul style="list-style-type: none"> 災害時医療体制の確立 災害時の医療救護及び医薬品等の供給 			<ul style="list-style-type: none"> 緊急輸送道路の整備 避難路の通行確保 	

し 行 わ れ る	4	被災地における疫病・感染症等の大規模発生			・災害時の感染症対策 ・保健衛生、感染症予防活動強化				
	5	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による関連死の発生	・避難所等生活者支援	・災害用トイレの確保・整備	・ボランティア受け入れ体制の強化			・ボランティア受け入れ体制の強化	

基本目標 (事前に備えるべき目標)	番号	起きている/ならない最悪の事態 (リスクシナリオ)	個別施策分野			横断的分野				
			行政機能 ・消防・情報通信等	住宅・都市基盤	健康・医療・福祉	産業・農林水産・環境	交通・物流・国土保全	人材育成 リカコミュニケーション・人材育成	老朽化対策	
III 必要不可欠な行政機能を確保する能力を確保する	1	信号機の停止等による交通事故の多発	・警察機関との連携				産業・農林水産・環境	交通・物流・国土保全		
	2	行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下	・災害対応能力の向上と危機管理体制の強化 ・庁舎の維持管理 ・災害対応の長期化に備えた職員へのケア体制 ・茅野市業務継続計画(BCP)の更新	・学校等給食施設の災害対応						
	3	災害情報が必要なる者に伝達できない事態	・情報通信インフラの整備 ・情報発信等の多言語化 ・臨時災害放送局による災害情報発信			・地域包括支援体制の充実 ・手話、外国語通訳等の活用				

基本目標 (事前に備えるべき目標)	番号	起きている/ならない最悪の事態 (リスクシナリオ)	個別施策分野			横断的分野				
			行政機能 ・消防・情報通信等	住宅・都市基盤	健康・医療・福祉	産業・農林水産・環境	交通・物流・国土保全	人材育成 リカコミュニケーション・人材育成	老朽化対策	
IV 経済活動(かつ労働力)を確保する能力を確保する	1	社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止				産業・農林水産・環境		交通・物流・国土保全		
	2	上下水道、汚物処理施設等の長期間にわたる機能停止	・上下水道の体制整備 ・情報発信等の多言語化 ・基幹施設や主要管路の耐震化			・農業・畜産・水産施設の機能診断				・上下水道等老朽化対策の推進
	3	地震交通ネットワークが分断する事態	・老朽化した危険な空き家などの適正管理			・農道、林道の整備		生活道路の整備		・道路・橋梁等の長寿命化に伴う耐震化の推進

基本目標 (事前に備えるべき目標)	番号	起きている/ならない最悪の事態 (リスクシナリオ)	個別施策分野			横断的分野				
			行政機能 ・消防・情報通信等	住宅・都市基盤	健康・医療・福祉	産業・農林水産・環境	交通・物流・国土保全	人材育成 リカコミュニケーション・人材育成	老朽化対策	
V 国と交際する能力を確保する	1	サプライチェーンの寸断等に伴う企業の生産力低下による経済活動の停滞				産業・農林水産・環境	交通・物流・国土保全	交通・物流・国土保全		
						・リスク分散を重視した企業誘致等の推進 ・中小企業の強靱化	・道路等の災害対応力の強化 ・被災後のハイブリッドライン等の安全性確保			

V	2	基幹的交通ネットワーク（高速道路、鉄道等）の機能停止	交通事業者間の連絡体制の強化 ・旅客輸送手段の確保	・高速道路、鉄道等の災害耐性の向上	・道路ネットワークの維持 ・管理 ・高速道路、鉄道等の災害耐性の向上 ・防雪体制の確保	・交通事業者間の連絡体制の強化	
	3	エネルギー、食糧等の安全供給の停滞			・食品流通拠点の整備 ・災害に強い農地整備		

番号	基本目標 (事前に備えるべき目標)	個別施策分野				横断的分野		
		行政機能 ・消防・情報通信等	住宅・都市基盤	健康・医療・福祉	産業・農林水産・環境	交通・物流・国土保全	人材育成	老朽化対策
1	ため池、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生				・ため池等の災害耐性の向上 ・ため池の管理		・ため池の管理(ため池ハザードマップ)	
2	有害物質の大規模拡散・流出		・被災後のハイプライン等の安全性確保		・有害物質の拡散・流出・石油揮発性の防止 ・危険物施設対策 ・アスベスト飛散防止対策			
3	農地・森林等の荒廃による被害の拡大				・農地・農業用施設等の保全管理 ・森林の公益的機能の確保 ・農業生産活動を促進するための環境づくり ・農地保全活動組織への支援			
4	観光や地域農産物に対する風評被害	・風評被害等市内経済対応			・風評被害等市内経済対応			
5	避難所の機能不足等による環境の悪化	・避難所の設備整備 ・要配慮者を考慮した避難所運営 ・障害困難者対策		・福祉避難所の指定及び整備	・障害困難者対策			

番号	基本目標 (事前に備えるべき目標)	個別施策分野				横断的分野		
		行政機能 ・消防・情報通信等	住宅・都市基盤	健康・医療・福祉	産業・農林水産・環境	交通・物流・国土保全	人材育成	老朽化対策
1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事象	・災害時廃棄物の支援体制構築 ・大災害時廃棄物の支援体制構築			・災害廃棄物処理計画の策定 ・大災害時廃棄物の支援体制構築			
2	道路開通等の復旧・復興が大幅に遅れる事象		・地籍調査の推進		・市民生活を支える道路路肩の整備			
3	用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事象		・仮設住宅建設予定地の確保 ・被災者生活再建支援 ・被災者への住まいの提供					
4	貴重な文化財や歴史的遺産、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失				・文化財・観光資源の早期復旧		・地域防災力の向上	

第6章 リスクシナリオごとの推進方針

脆弱性評価の結果に基づき、従来からの対策に加え、広範囲な関係者の参加と連携協力、致命的な被害を防ぐハード対策や命を守るためのソフト対策のさらなる充実などの項目を加え、国土強靱化の推進方針を定めました。

基本目標のリスクシナリオごとに推進方針を示します。施策の詳細（計画・事業名、担当、現状・進捗等）は「資料 リスクシナリオ対策一覧」に示します。

第1節 基本目標Ⅰ 人命の保護が最大限図られる

I-1 地震による建物等の倒壊による死傷者の発生【重点化】

① 既存建築物などの耐震化の促進 【都市計画課】

・地震により倒壊の恐れがある既存建築物について、昭和56年5月31日以前に着工された建築物を対象に耐震診断士の派遣、耐震診断や耐震改修工事等に要した費用の一部を補助し、耐震化を促します。【資料 I-1-①】

② 計画的な市有施設整備に伴う耐震化の推進 【都市計画課】

・施設の耐震化のほかに、経過年数や老朽化の度合いを総合的に勘察し、計画的な施設整備に合わせ、吊り天井や照明等の非構造部材を含めた耐震対策を進めます。
・災害時に地域住民の避難場所等ともなる施設の老朽化対策や人命保護の対策を進め、避難生活における良好な生活環境の確保に努めます。【資料 I-1-②】

③ 公園施設の長寿命化に伴う老朽化対策の推進 【都市計画課】【スポーツ健康】

・老朽化が進行している公園施設について、公園施設長寿命化計画に基づき、計画的な更新・整備を行います。【資料 I-1-③】

④ 大規模盛土造成地変動予測調査の実施 【都市計画課】

・宅地の耐震化を進めるため大規模盛土造成地において地盤調査等を行います。
【資料 I-1-④】

⑤ 大規模地震に備えた駅周辺施設の適切な維持管理 【都市計画課】

・多数の人が利用する駅周辺施設において大地震による崩落や倒壊を防ぐため適切な維持管理を行います。【資料 I-1-⑤】

⑥ 老朽化した道路・橋梁の長寿命化と耐震化の推進 【建設課】

・老朽化が進んだ道路について、道路修繕に合わせて道路施設の耐震化の向上、機能確保を図ります。また、市が管理する橋梁について、長寿命化に伴う架け替え等に合わせ、耐震性の向上、機能の確保を図ります。【資料 I-1-⑥】

⑦ 道路の無電柱化の推進 【建設企画課】 【建設課】

- ・緊急輸送道路に指定されている国道・県道の無電柱化の推進について、国・県が計画する事業に連携します。【資料 I-1-⑦】
- ・市幹線道路においても、緊急輸送道路を優先し、電線類の地中化等の無電柱化により、地震時の電柱倒壊や電線切断の防止対策を推進します。

⑧ 橋梁や堤防道路等の事前通行規制の検討 【建設課】

- ・地震や河川氾濫時における橋梁や堤防道路通行者の安全確保のため、各道路管理者と交通管理者が連携して事前の通行規制を検討します。

⑨ 被災建築物応急危険度の判定活動 【危機管理防災課】 【都市計画課】

- ・県が行う被災建築物応急危険度判定士の新規要請講習会、更新者向けの講習会に参加し判定士の確保を推進します。また、建築関係団体と協力し、模擬訓練等を行うことにより、判定士の育成に取り組めます。

⑩ 屋外広告物の落下防止対策、注意喚起の取組 【都市計画課】

- ・大規模災害時に屋外広告物の転倒や落下等による被害の発生を未然に防止するため、安全点検の必要性を設置者に周知し、確実に実施されるよう啓発を推進し、落下の恐れのある屋外広告物等について、その安全性に関する注意喚起等の取組を進めます。

⑪ 学校等施設の安全対策 【危機管理防災課】 【こども部】 【都市計画課】

- ・避難施設となっている小・中学校、保育園等建物の経過年数や老朽化の度合いを総合的に勘案し、計画的な施設整備に合わせて耐震性の向上を図ります。
- ・指定避難所となる体育館等の冷暖房等空調設備について、過酷な気象変動に対応できる避難所環境の向上を検討します。【資料 I-1-⑪】

⑫ 社会教育施設の安全対策 【生涯学習部】 【都市計画課】

- ・図書館書架等の固定等による安全性の向上を図ります。
- ・茅野市民館の特定天井を解消する工事を推進し、安全性の確保を図ります。
- ・運動公園施設の耐震化を推進し、安全性の確保を図ります。

⑬ 消防団の資機材充実と取扱い技術強化 【消防課】

- ・大規模災害時、常備消防が劣勢時に非常備消防で対応できるよう、資機材の整備を行うと共に、資機材の取り扱い訓練や連携訓練を行い災害に備えます。【資料 I-1-⑬】

⑭ 常備消防との連携強化 【消防課】

- ・災害発生時に、円滑に情報の共有や消火・救出活動が実施できるよう、日頃から広域消防と連携訓練の実施や情報共有を行います。

I-2 住宅密集地や多数が集まる施設等の火災による死傷者の発生

① 消防力の充実・強化 【消防課】

- ・諏訪広域連合消防本部との連携を強化、消防関係車両等の資機材を整備し、常備消防力の充実強化を図ります。
- ・各地域の実情に即した計画的な車両の再配置を行うとともに、更新計画に沿った整備を行い、消防団の災害出動体制と災害対応能力の強化を図ります。
- ・国で定める消防団の装備の基準を踏まえ、装備を充実し消防団員の安全確保を図るとともに、教育訓練を充実します。

② 消防団員の定数確保に向けた普及・啓発 【消防課】

- ・広報紙などにより、住民や事業所における消防団への理解を促し、消防団に加入しやすい環境整備をさらに強化します。
- ・自治会、事業所等での防火・救急講習などにおいて、「自らの地域は自ら守る」という意識啓発を図るとともに、消防団員を確保します。
- ・消防団サポート事業により団員を地域ぐるみで応援し、新規入団につなげます。

③ 消防水利の充実 【消防課】

- ・基準に沿った水利整備を進めていきます。
- ・水利の点検・整備を行い維持管理に務めます。

I-3 広域かつ長期的な浸水等による死傷者の発生 **【重点化】**

① 総合的な浸水対策の推進 【上下水道課】 【建設課】

- ・茅野市雨水管理総合計画に基づき浸水実績箇所の浸水を軽減するために、上流域において雨水をカットし、上川へ放流する雨水渠の整備を実施します。
- ・浸水実績箇所は、放流先の河川水位の影響をうけることから、被害を最小限度に抑えるため、河道掘削等による河川貯留を維持していただくよう河川管理者との連携を行います。
- ・被害を最小限度に抑えるため、各河川の堆積状況を見ながら浚渫を推進します。
- ・現行の計画降雨に対応した河川改修により、河川からの越水を抑制し、浸水被害を低減します。また、近年の気象変動の影響を考慮することについても検討します。

【資料 I-3-①】

② 集中豪雨等への対策強化 【上下水道課】 【建設企画課】

- ・県及び関係市町村と情報共有を図りながら、流域治水の取組動向を注視していきます。
- ・浸水被害に影響を及ぼす雨水渠に水位計及びカメラを設置し、水位監視システムにより浸水リスクを公表することで、市民のみなさんに避難のきっかけとなる情報を提供します。
- ・将来的には、プッシュ通知機能を利用した浸水予測や浸水リスク情報を発信し、ゲリラ豪雨等の突発的な集中豪雨であっても事前予測をすることで避難までの余裕時間の確保を目指します。

【資料 I-3-②】

③ 開発行為に対する雨水流出対策の指導 【都市計画課】

開発行為に際し、適正な雨水の流出対策を実施するよう指導します。

④ 洪水・浸水害に対する防災意識の向上 【危機管理防災課】

- ・防災ハザードマップの周知及び適時更新を実施します。
- ・洪水・浸水害の危険性が高い地域において、危険箇所や避難所・避難ルート、注意点等が示された地区防災マップ作成を支援します。地区住民が主導して作成することで、地区住民がより迅速・安全に自主避難できるようにします。

⑤ 消防団の水防技術の向上及び水防体制の充実 【消防課】

- ・毎年、各地区輪番制で年1回の水防訓練を行い、技術向上を図ります。
- ・水防計画の見直し、検討を行い迅速かつ的確な水防活動が行える体制を構築します。

⑥ 水防資機材の備蓄充実 【消防課】

- ・災害時に支障なく資機材を使用できるよう、定期的に水防倉庫等に格納している水防資機材の点検・整備を行います。
- ・水防倉庫の老朽化や今後のあり方を含め、維持管理及び検討を行います。

I-4 大規模な土砂災害等による死傷者の発生【重点化】

① 土砂災害防止対策の推進 【危機管理防災課】 【建設企画課】 【都市計画課】

- ・土砂災害警戒区域などにおいて、砂防えん堤建設などの災害防止対策の推進について、国・県と連携します。【資料 I-4-①】
- ・国・県の施策を活用して、がけ崩れや土砂災害による災害の恐れがある土砂災害特別警戒区域内にお住まいの方が、安全な場所へ住宅の移転をする際に要した費用の一部を補助し、移転を推進します。
- ・土砂災害防止法に基づき、土砂災害の恐れがある区域での適正な住宅建築を促します。
- ・防災・安全対策が必要な道路、河川等については、危険箇所調査を定期的に進めるとともに、落石や法面崩落などの対策を実施します。また、市内の公園緑地における施設の日常点検を実施し、異常箇所の早期発見、迅速な修繕、施設の更新を行います。

② 流木災害対策の推進 【建設課】

- ・河道閉塞の原因となりうる河畔林や立木は、河道内については伐採を進め、隣接地は所有者に適切な維持管理を促します。
- ・洪水時に氾濫要因になる河道内の樹木や土砂の事前除去について、県と連携します。

【資料 I-4-②】

③ 安全・安心を実現する国土利用 【危機管理防災課】

- ・災害リスクの高い地域を明確にして、事業者や建築主に対して安全な場所での開発等が適正に行

われるよう誘導します。

・防災拠点として活用される公共施設や要配慮者利用施設等については、災害時でも機能するように必要な措置を講じた整備を促進します。特に、土砂災害警戒区域等の区域内に存在する要配慮者利用施設に対しては、法律に基づく避難確保計画の策定、避難訓練の実施を指導・推進します。

【資料 I-4-③】

④ 森林の土砂災害防止機能の向上 【農林課】

- ・「森林経営管理法」に基づき、林業経営者の適切な経営管理を促し、山地災害防止などの森林の多面的機能の維持増進を図ります。
- ・森林所有者などによる間伐や植栽などの実施、高性能林業機械の導入などを支援し、森林の有する多面的機能、公益的機能の増進を図ります。
- ・間伐、除伐などの森林整備事業を推進し、水源涵養機能をはじめとした森林の持つ公益的機能の持続的な維持を図ります。

⑤ 土砂災害に対する防災意識の向上 【危機管理防災課】

- ・防災ハザードマップの周知及び適時更新を実施します。
- ・土砂災害の危険性が高い地域において、災害危険箇所や避難所・避難ルート、注意点等が示された地区防災マップ作成を支援します。地区住民が主導して作成することで、地区住民がより迅速・安全に自主避難できるようにします。

⑥ 常備消防との連携強化 【消防課】

- ・災害発生時に、円滑に情報や活動が実施できるよう、日頃から広域消防と連携訓練の実施や情報共有を行います。

⑦ 消防団の資機材充実と取扱い技術強化 【消防課】

- ・多機能消防車へ救助資機材の導入、整備を行います。
- ・各訓練時に取扱いや想定訓練を取り入れ、災害時に対応できる技術の習得を図ります。
- ・広域職員から救助資機材の取り扱い講習を受けるなど、団員育成を行います。

I-5 避難行動の遅れや情報伝達の不備等による死傷者の発生【重点化】

① 災害情報伝達手段の確保 【危機管理防災課】 【DX推進課】

- ・防災情報を迅速かつ確実に伝えるために、既存システムを最大限活用するとともに、防災行政無線等のDX化による迅速な情報発信、音質改善等災害情報伝達手段の多様化・多重化を推進します。
- ・公共施設などに公衆無線LANを整備するとともに、地域通信事業者などと連携し、災害時における通信手段の確保を推進します。
- ・市がプッシュ型で配信する気象情報、防災情報、避難情報、避難所情報、被災者や避難生活に必要な支援情報等を住民がスマートフォンアプリ等で容易に入手できるシステム化を推進します。
- ・避難所における受付、名簿作成・管理、混雑状況、必要物資、人的応援等の要請・共有について

D Xによる省人化を推進します。また、災害対策本部等における情報、受援、避難所、医療・健康管理等の各種システムによる円滑な本部機能の構築に努めます。

【資料 I-5-①】

② 地域防災力の向上 **【危機管理防災課】 【消防課】 【生涯学習課】 【自治・協働課】**

- ・市民が主体的かつ的確に避難できるよう、防災訓練や公民館での出前講座等の学習会、広報等を実施し、災害への備えや避難行動など、防災意識の普及と意識の向上を図ります。
- ・地域防災の中核である自主防災組織のリーダーの継続的な育成や男女共同参画に向け、消防団や自治会、自主防災アドバイザーなどと連携して取り組みます。
- ・自主防災組織が円滑に救出救護や避難所運営などができるよう、地域における防災訓練などの実施を支援し、防災力の向上を図ります。
- ・想定最大規模降雨（年超過確率1/1,000程度）による浸水想定氾濫解析を行います。
- ・河川の浸水想定区域や土砂災害警戒区域等の変更を踏まえ、災害ハザードマップを適時更新し、市広報やホームページ、各戸配布、自主防災組織への情報提供等で住民に周知することで、防災意識の向上、迅速・適切な避難誘導を図ります。 **【資料 I-5-②】**

③ 災害対応能力の向上と危機管理体制の強化 **【危機管理防災課】**

- ・茅野市地域防災計画、茅野市業務継続計画（BCP）、茅野市災害応急対策職員行動マニュアル等を常に最新の状態に更新するとともに、災害時の職員参集、情報収集・整理のための防災情報システムに関する研修、訓練等を実施し危機管理体制の強化に努めます。
- ・避難情報発令判断を的確に行うために、气象台との連携を強化するとともに、ICTを活用した災害情報の収集や分析、伝達体制に取り組みます。 **【資料 I-5-③】**

④ 防災行政無線の老朽化対策 **【危機管理防災課】**

- ・防災行政無線各子局（同報系）の放送設備等老朽化に対する補修、更新を推進します。また、長期的視点による戸別受信機に変わるシステムについて検討を推進します。
- ・防災行政無線（移動系）の無線機老朽化に対する更新を推進します。 **【資料 I-5-④】**

⑤ 避難行動要支援者の支援体制の推進 **【危機管理防災課】 【保健福祉サービスセンター】**

- ・避難行動要支援者名簿の更新を継続し、自主防災組織等避難支援関係者に情報提供を行い、地域への情報共有を図ります。
- ・避難行動要支援者名簿に基づき、区・自治会単位で、個別避難計画、住民支え合いマップの作成を推進します。計画作成への住民の参画、個別避難計画の防災訓練などへの活用により、啓発活動や災害時の避難支援体制整備を進めます。 **【資料 I-5-⑤】**

⑥ 要配慮者支援の促進 **【社会福祉課】 【自治・協働課】 【保険課】**
【保健福祉サービスセンター】

- ・個別避難計画、住民支え合いマップ等、災害時要援護者情報データの更新、防災訓練などへの活用により、災害時要援護者の避難を支援します。

- ・視覚・聴覚等障がい者や外国籍市民に対する、有事の際に適切な行動がとれるよう、緊急時の情報入手手段や初期対応などの防災知識の啓発活動に取り組みます。
- ・要配慮者ごとに状況に応じた支援調整を行えるよう、心身機能、生活環境、支援必要度を詳細に把握・共有し、災害時支援体制の構築を進めます。

第2節 基本目標Ⅱ 救助・救急、医療活動が迅速に行われる

Ⅱ-1 被災地での食料・飲料水、電力・燃料等、生命に関わる物資供給の長期停止【重点化】

① 避難者支援物資の備蓄（食料・飲料水等）の不足対策【危機管理防災課】【上下水道課】

・茅野市地域防災計画（長野県地震災害アクションプラン）に基づき、「想定最大避難所避難者数」に対する備蓄品目・数量を備蓄基準として新たに定め、計画的に備蓄整備を推進します。また、住民が「自助」として備える備蓄の必要性について周知を図ります。

【資料 Ⅱ-1-①】

・自然災害の発生により上水道施設が被災した場合には、給水車や職員の派遣による応急復旧活動支援を実施します。また、河川等の水を浄水できる装置を搭載した「災害支援車」の配備を推進します。

・要配慮者施設の機能を維持するための電力・水の確保を自力でできるよう自家発電設備、給水設備の整備等の推進を促します。

② 備蓄能力の向上【危機管理防災課】

・災害時に、物流の断絶による各地区での物資不足を解消するため、各基本避難所の防災倉庫へ物資の分散備蓄を行います。

・新たな備蓄基準への対応及び県協定、協定市町村との相互応援に必要な支援物資を保管する管理倉庫の確保（公共施設代用、民間施設借用又は新設）について検討を推進します。

【資料 Ⅱ-1-②】

③ 自治体、民間事業者等との連携強化（災害時相互応援協定）【危機管理防災課】

・備蓄の新基準として、民間事業者の流通備蓄による期待値を向上させ必要品目の対象となる民間事業者との協力体制を強化するために、災害時応援協定の締結を推進します。また、締結団体との平常時から情報交換や訓練等を行い、連携体制の強化を図ります。

④ 受援体制の整備【危機管理防災課】【総務課】【建設課】【スポーツ健康課】

・災害時に国・県・他市町村や関係機関・NPO団体等からの広域的な支援（物的・人的）をスムーズに受け入れるための受援体制整備を推進します。

・広域防災拠点となる市有施設の整備、直結する緊急輸送道路等の整備を推進します。

・県による防災拠点運営の支援体制を整備し、当該拠点から避難所等への具体的な物資配送手段・要領について受援計画の見直しを図るとともに、輸送に従事する事業者との支援体制に関する協定締結を推進します。【資料 Ⅱ-1-④】

⑤ 災害に強い道路網整備の推進【建設課】【農林課】

・災害時の避難や救援等に備えた道路（林道を含む。）の整備や長寿命化により、住民の災害時における避難路の整備を推進します。また、造林・間伐等の森林整備を効果的に実施することにより、山地災害の防止や水源の涵養など、森林の公益的機能の維持・増進を図ります。

- ・緊急輸送路や地域外と結ばれる幹線道路の整備や道路施設の耐震化及び無電柱化に取り組みます。

【資料 II-1-⑤】

- ・防災・安全対策が必要な道路については、道路施設の定期点検を進めるとともに、道路施設の老朽化対策、落石や法面崩落などの対策を実施します。

⑥ 建設業団体等との災害協定締結 **【危機管理防災課】【建設課】**

- ・速やかな災害応急対応及び復旧・復興対応ができるよう、建設業団体等との災害協定締結を充実します。また、締結団体との平常時から情報交換や訓練等を行い、連携体制の強化を図ります。

II-2 警察、消防、自衛隊等の被災による救助・救急活動等の絶対的不足【重点化】

① 関係機関との連携強化 **【危機管理防災課】【消防課】【建設課】**

- ・災害時の広域支援をより効果的に受け入れるため、警察、消防、自衛隊及び各支援部隊と平常時から情報交換や合同訓練等を行うことにより、連携体制の強化を図ります。さらに、各機関からの応援部隊の迅速な受入態勢の整備を推進します。
- ・救助・救急活動に必要な装備・資機材等の整備を推進します。

② 消防団の団員定数確保、救助資機材等の充実 **【消防課】**

- ・消防団における災害対応力強化のため、人員確保や車両及び装備資機材等の充実強化を図ります。また、機能別団員は、機動救助隊を編成し、伐木や重機の取り扱いに優れた団員を隊員として編成し運用しており、大規模災害等に備え、今後も機動救助隊の活動を継続・強化します。

③ 消防団等の救急講習会受講 **【消防課】**

- ・災害時などの救命率向上を目指し、消防団員及び防災士等の資格取得に必要な対象者への救急講習受講を随時開催します。
- ・自主防災組織による防災訓練時等、要請に応じ、救急講習の講師を派遣し自助・共助による救命率向上を推進します。 **【資料 II-2-③】**

④ 住民による地域の安全強化 **【危機管理防災課】**

- ・自宅、地域の災害特性、避難経路、集合場所等を各家庭で確認できるように、出前講座による防災学習会、地区防災マップ勉強会等の支援を推進します。
- ・災害に備え、自身（家族）の守り方を知り、実践していただくために、自主防災組織による防災訓練等を通じた啓発活動を、引き続き推進します。
- ・自主防災組織の地区防災計画、初動体制マニュアル等の作成及び防災士資格取得を推進、補助を継続し、防災リーダーの育成を促進します。 **【資料 II-2-④】**

Ⅱ-3 医療施設及び関係者等の被災・絶対的不足、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺

【重点化】

① 災害時医療体制の確立 【危機管理防災課】 【健康づくり推進課】

- ・ 県保健福祉事務所、災害拠点病院、基幹病院、医師会等の医療関係機関と協力し、地域の医療機関及びDMAT等支援機関、団体などとの連携体制を整備します。
- ・ 諏訪地域災害時医療対策マニュアルに基づき、災害時のトリアージ・傷病者対応について、医療機関による救護所、避難所、福祉避難所への対応や連携体制について検討を推進します。
- ・ 市と医療機関、医療施設関係者との連携強化のため、大規模災害時を想定した医療体制に関する合同訓練を計画し定期的実施します。【資料 Ⅱ-3-①】

② 医療機関、施設との通信確保 【危機管理防災課】 【健康づくり推進課】

- ・ 大規模地震等による医師会、DMAT指定病院等との通信途絶時の緊急用無線システムによる通信を確保するとともに定期的な通信訓練を推進します。【資料 Ⅱ-3-②】
- ・ 茅野市の基幹病院である諏訪中央病院との災害用備蓄医薬品及び医療器材の保管業務について委託契約により、医薬品及び医療器材の保管及び災害時の必要に応じて供給が行われます。

③ 緊急輸送路道路の整備 【建設企画課】 【建設課】

- ・ 人命の保護のため道路環境の整備を継続し、道路の信頼性、安全性の確保に努めます。
- ・ 救急救援活動に必要な緊急輸送道路やその代替路、補完路等の整備推進について、国・県と連携を図ります。
- ・ 住民に安全で安心な道路を提供するため、災害発生後、道路啓開や除雪を迅速に実施するとともに、災害時における道路交通ネットワーク機能の維持に資する道路環境の整備を継続して実施します。【資料 Ⅱ-3-③】

④ 避難路の通行確保 【建設課】 【都市計画課】

- ・ 地域の要望を踏まえた道路・水路・公園などの整備を行う等、地域内での課題の解消を図るため、災害に強い都市の形成に努めます。また、市街地における街路樹及び都市公園等の樹木整枝・剪定・病虫害駆除について適正に管理します。【資料 Ⅱ-3-④】

⑤ 老朽化した道路・橋梁の長寿命化と耐震化の推進 【建設課】

- ・ 老朽化が進んだ道路について、道路修繕に合わせて道路施設の耐震化の向上、機能確保を図ります。また、市が管理する橋梁について、長寿命化に伴う架け替え等に合わせ、耐震性の向上、機能の確保を図ります。特に、緊急輸送路や地域交通ネットワークの路線について、事業を推進します。【資料 I-1-⑥】

Ⅱ-4 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

① 災害時の感染症対策 【危機管理防災課】 【健康づくり推進課】

- ・ 基本的な感染防止対策を行うとともに、感染が確認された場合は、感染場所・感染経路等の調査、

接触者の健康状態の確認等を行い、県保健福祉事務所との連携を図ります。

- ・「茅野市新型インフルエンザ等対策行動計画」等に基づき、平常時から感染症対策への対応に備えるとともに、災害時には、避難所ガイドライン（避難所開設・運営マニュアル）による感染症まん延時の避難所運営に対する準備を確認し、担当課との調整により避難所に必要な感染症対策物資の備蓄確保について推進します。

② 保健衛生、感染症予防活動強化 【危機管理防災課】 【健康づくり推進課】

- ・「茅野市新型インフルエンザ等対策行動計画」等に基づいた避難所開設・運営マニュアルを作成、配布し避難所担当職員、地区役員等の理解を深めるための避難所開設訓練、勉強会等を推進します。
- ・感染症予防対策用資機材の整備、備蓄及び感染症予防対策のための組織の明確化を図り、災害発生時は、医師会、赤十字奉仕団等の支援を得て、衛生指導、健康調査等の感染症予防活動を速やかに行います。
- ・新型インフルエンザなどの強毒性の感染症による健康被害と社会的影響を最小限にとどめるために、国・県をはじめ関係団体との連携体制を構築するとともに、日常生活における感染症予防や感染症に対する正しい知識の普及・啓発に努めます。

Ⅱ-5 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による関連死の発生

① 避難所等生活者支援 【危機管理防災課】 【自治・協働課】 【こども課】

- ・「茅野市新型インフルエンザ等対策行動計画」等に基づき、避難所（防災庫）に感染症対策資機材を配備し、対策を徹底して感染拡大の防止に努めます。
- ・市職員、施設管理者、自主防災組織との連携により、迅速な避難所開設・運営ができる協力体制を構築します。
- ・茅野市地域防災計画（長野県地震災害アクションプラン）に基づいた「想定最大避難所避難者数」に対する備蓄品目・数量を計画的に整備するとともに、快適な避難所生活を目指し機能・質の向上を推進します。また、県と連携した必要な保健師等の派遣要請により、避難者の感染防止及び心身の健康支援を行います。 【資料 Ⅱ-1-①】
- ・要配慮者の方が適切な避難生活を送ることができるよう、福祉避難所への移動基準や対象者リストを整備するとともに、国のガイドライン等を活用し、要配慮者の方が避難所への受け入れを断られないことがないように、適正な避難所の運営管理について周知徹底を行います。
- ・被災者の早期の生活再建を支援するため、り災証明発行、ライフラインの復旧、応急仮設住宅や復興住宅の供給を早期に実行するための体制を整備します。
- ・子どもやその保護者の不安やストレスに配慮し、安心して過ごせる居場所づくりに加え、必要に応じてカウンセラー、相談員の派遣を行います。

② ボランティア受け入れ体制の強化 【社会福祉課】 【保健福祉サービスセンター】

- ・災害発生時において、ボランティアニーズを迅速かつ的確に把握し、全国各地から集まるボランティアの受入れ窓口を速やかに確保できるよう、災害ボランティアセンターの設置主体である社会

福祉協議会との連携体制を強化します。

- ・適切なボランティア支援が提供できるよう、個別支援のノウハウを生かしつつ、災害時にはボランティアニーズを把握し、社会福祉協議会と連携したマッチングを行います。
- ・平時からNPO等との意見交換や研修、訓練への参加を通じて顔の見える関係を構築するとともに、ボランティアの受入れに対応するための研修会開催を推進します。

③ 災害用トイレの確保・整備 **【危機管理防災課】**

・長野県地震災害アクションプランに基づき、大規模地震や風水害等に備えた避難生活環境の向上、備蓄量を確保するため、簡易・携帯トイレの備蓄、仮設トイレ等の確保・設置を推進します。

【資料 II-1-①】

- ・仮設トイレを保有する機関、企業との災害時応援協定の締結を推進し、締結対象と平常時から情報交換や訓練等を行い、連携体制の強化を図ります。
- ・仮設トイレの継続使用のため、し尿処理車両等の確保、廃棄物処理企業との災害時応援協定の締結を推進し連携体制の強化を図ります。

④ 避難施設の老朽化対策や人命保護対策 **【危機管理防災課】【都市計画課】**

・災害時に地域住民の避難場所等ともなる施設の老朽化対策や人命保護の対策を進め、避難生活における良好な生活環境の確保に努めます。

⑤ 福祉避難所におけるライフラインの確保 **【社会福祉課】【ゼロカーボン推進室】**

・福祉避難所における配慮者に必要な持続的なライフライン確保について、環境と調和した災害にも強い避難所環境の事業活動を推進します。 **【資料 II-5-⑤】**

第3節 基本目標Ⅲ 必要不可欠な行政機能・情報通信機能を確保する

Ⅲ-1 信号機の停止等による交通事故の多発

① 警察機関との連携 【危機管理防災課】 【建設課】

- ・災害時の交通事故の多発等を防止するとともに、広域支援をより効果的に受け入れるため、警察機関と平常時から情報交換や訓練等を行うことにより、連携体制強化を図ります。
- ・停電による信号機能停止を防止するために、信号機電源付加装置の整備及び発動発電機直結型接続ケーブルの整備の必要な対策を県、公安委員会に要請していきます。

【資料 Ⅲ-1-①】

② 道路の無電柱化の推進 【建設企画課】 【建設課】

- ・緊急輸送道路に指定されている国・県道の無電柱化の推進について、国・県と連携します。

【資料 Ⅲ-1-②】

- ・市幹線道路においても、緊急輸送道路を優先し、電線類の地中化等の無電柱化を推進し、地震時の電柱の倒壊や電線の切断を防止します。

Ⅲ-2 行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

① 災害対応能力の向上と危機管理体制の強化 【危機管理防災課】

- ・大規模災害などに備えて、災害時応援協定に基づく他の自治体との相互応援体制のさらなる強化に取り組みます。
- ・災害発生時に迅速な初動対応や応急対応に取り組むために、実効性のあるマニュアルの整備や見直しなどを行い、危機管理体制の強化を図ります。
- ・災害発生時の職員の参集体制及び本部員間の情報共有体制のDX化を推進します。

【資料 Ⅲ-2-①】

② 庁舎機能の維持管理 【危機管理防災課】 【財政課】 【都市計画課】

- ・市庁舎施設や設備の長寿命化を推進するとともに、計画的な維持管理・更新を行います。
- ・停電時でも災害対策本部機能を継続して維持すべく、非常発電機の設置位置、浸水対策（排水固定ポンプの設置、代替発電措置）等及び老朽化に対する更新計画について検討を進めるとともに、大規模自然災害に対応する防災本部機能に特化した施設・システム等の検討を推進します。

【資料 Ⅲ-2-②】

③ 災害対応の長期化に備えた職員へのケア体制 【危機管理防災課】 【総務課】

- ・災害時における職員の勤務体制、職員のTKB（トイレ、食事、睡眠）対応について、マニュアル、備蓄計画の検討を推進します。
- ・災害時の被災、長時間勤務等、心身に不調をきたす職員を発生させないように、より綿密な職員ケア体制の構築を検討します。【資料 Ⅲ-2-③】

④ 茅野市業務継続計画（BCP）の更新 【危機管理防災課】

- ・大規模な自然災害時であっても、適切な業務執行を行うことを目的として、業務継続体制や非常時優先業務等を定めた茅野市業務継続計画（BCP）を適時更新します。また、職員が被災し減員した場合に、非常時優先業務等への割り当てに必要な応援職員の職種、人数を把握します。
- ・災害対策本部の設置や初動対応について確認する、非常参集訓練をはじめ庁舎機能不能時の対応、資源確保等について検討を行い業務継続体制強化に努めます。

⑤ 受援受け入れ体制の整備 【危機管理防災課】

- ・国、県、他市町村からの応援職員等の活動拠点となる宿泊地を事前に確保し、必要時に速やかに提供できるよう受援計画として体制を整備します。【資料 Ⅲ-2-⑤】

⑥ 通信インフラの障害対応 【DX推進課】

- ・平時から冗長化と代替手段を確保し、迅速な復旧体制を構築します。具体的には、複数キャリア回線や長野県保有の可搬式衛星通信装置による通信確保などの多重化を推進し、優先通信の設定を徹底するとともに、通信事業者との連携を強化し、復旧時間の短縮と情報伝達の信頼性向上を目指します。あわせて、庁舎被災時や参集困難時においても場所を問わず通話機能を確保するため、クラウドPBXを整備します。【資料 Ⅲ-2-⑥】

⑦ データ損失への対応 【DX推進課】

- ・多重バックアップと迅速な復旧体制を確保します。オンプレミス、クラウド、ハウジングなどを組み合わせた冗長化を推進し、災害時でも安全かつ確実に復旧できる仕組みの構築を検討、推進します。また、文書管理システムの導入により公文書の電子化を推進し、災害による紙媒体の紛失・破損リスクを回避するとともに、庁舎外でも業務継続可能な環境を整備します。【資料 Ⅲ-2-⑦】

Ⅲ-3 災害情報が必要な者に伝達できない事態

① 地域包括支援体制の整備 【保健福祉サービスセンター】

- ・地域ケア会議（個別会議）により、要配慮者等支援を要する者への支援の検討を行うことで、互助による支援を含めた支援体制（地域包括支援体制）整備にもつなげ、情報伝達体制の確保を図ります。

② データセンタ・クラウドの停止への対応 【DX推進課】

- ・免震化したデータセンタを活用するとともに、復旧手順を平時から確認することで災害時の影響を最小化します。

③ システム依存による業務停止への対応 【DX推進課】

- ・紙ベースやオフラインでの業務マニュアルを作成し、職員への周知・訓練を実施し、業務継続体制を整備、強化します。

④ 情報発信等の多言語化 【地域創生課】

・住民及び訪日・外国人住民等への案内や防災情報の提供を十分に実施するため、市公式ホームページが多言語対応していることを広く周知するとともに、市公式LINEの登録を推進し、翻訳機能を利用した情報獲得の推進強化を図ります。

⑤ 臨時災害放送局による災害情報発信 【危機管理防災課】【地域創生課】

・テレビ放送、インターネット環境が停止・中断した場合でも、アラート情報、災害状況及び生活支援情報を発信できる臨時災害放送局について、地域放送企業（株LCV）との災害時応援協定により、平常時から情報交換や訓練等を行い、連携体制の強化を図ります。

⑥ 手話、外国語通訳者等の活用 【社会福祉課】

・災害発生時には、NPO等ボランティアによる手話、外国語通訳者等の派遣を要請し、避難所における障がい者、外国籍避難者支援を行います。

第4節 基本目標Ⅳ 経済活動（サプライチェーン）を機能不全に陥らせない

Ⅳ-1 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止 **【重点化】**

① 省エネルギー推進・再生可能エネルギーの普及拡大 **【ゼロカーボン推進室】**

- ・省エネ設備の普及啓発や、環境負荷低減活動への意識醸成を行い、省エネ対策を推進します。
- ・地域の再生可能エネルギー資源を活用したエネルギーの創出と、地域内での活用を進め、環境と調和した災害にも強い暮らしと事業活動への転換を推進します。
- ・電力関係企業、地域と連携し、蓄電、小水力発電システムの開発の支援を行います。

② 企業の業務継続計画（BCP）、事業継続力強化計画策定支援 **【危機管理防災課】 【商工課】**

- ・企業における生命の安全確保や二次災害の防止など、災害時の果たすべき役割を認識し、重要な業務を継続するための事業継続計画（BCP）とその前段となる事業継続力強化計画（ジギョケイ）の策定を推進します。 **【資料 Ⅳ-1-②】**

Ⅳ-2 上下水道の長期間にわたる機能停止

① 上下水道の体制整備 **【上下水道課】**

- ・災害発生時に速やかに応援体制を構築できるよう、災害に関する応援協定を締結している団体と平常時から情報交換や訓練等を行い、連携体制の強化に取り組みます。
- ・断水における応急給水に備え、加圧給水車、災害時給水タンクを常備し、給水袋の増備を進めます。 **【資料 Ⅳ-2-①】**
- ・災害時の停電による断水・汚水の溢水を防止するため、非常用発電設備の点検や応急資機材の保管に必要な備蓄倉庫の管理を行います。
- ・熟練技術者から若手職員への技術指導や資格取得、外部研修などで人材育成を図ります。

② 上下水道の維持管理 **【上下水道課】**

- ・上水道施設整備には莫大な費用が必要となることから、重要度及び老朽度に応じて優先順位をつけ施設の更新（耐震化）を進めます。
- ・下水道施設が果たすべき機能の確保と被害の最小化を図るため、雨天時侵入水対策計画とストックマネジメント計画の組み合わせによる老朽化対策に取り組みます。

【資料 Ⅳ-2-②】

③ 基幹施設や主要管路の耐震化・耐水化 **【上下水道課】**

- ・大規模災害に備え、配水池、ポンプ場等の重要施設の耐震化・耐水化工事を実施します。
- ・茅野市上下水道耐震化計画に基づき、対策が必要な避難所等の重要施設に接続する上水道管の耐震化をはじめ、その施設から排水される下水道の耐震化やマンホール浮上防止対策を実施し、下水道の流下能力の確保を図ります。 **【資料 Ⅳ-2-③】**

IV-3 地域交通ネットワークが分断する事態

① 老朽化した危険な空家等の適正管理の促進 【都市計画課】

・老朽化した危険な空家等が倒壊するなどし、道路等を塞いで通行の妨げとならないよう、日頃から所有者に対し適正管理を促します。

② 老朽化した道路・橋梁の長寿命化と耐震化の推進 【建設課】

・老朽化が進んだ道路について、道路修繕に合わせて道路施設の耐震化の向上、機能確保を図ります。また、市が管理する橋梁について、長寿命化に伴う架け替え等に合わせ、耐震性の向上、機能の確保を図ります。これらにより、地域交通ネットワークの確保を図ります。【資料 I-1-⑥】

③ 生活道路の整備 【建設課】

・中心市街地や公共施設などへのアクセスの向上、生活基盤向上のための生活道路の整備を進めます。【資料 IV-3-③】

④ 農道、林道の整備 【農林課】

・地域交通ネットワークや緊急輸送道路を確保するため、老朽化している農道や林道の補修修繕を適宜実施します。また地域住民が共同で行う維持作業を支援するなど適正な保全管理を推進します。

第5節 基本目標V 生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る

V-1 サプライチェーンの寸断等に伴う企業の生産力低下による経済活動の停滞

- ① リスク分散を重視した企業誘致等の推進 【商工課】
- ・経済活動のリスク分散やサプライチェーンの複線化のため、首都圏等に所在する企業の本社機能や生産拠点の移転、誘致に向けた取り組みを推進します。
- ② 中小企業の強靱化 【危機管理防災課】 【商工課】
- ・国や県、商工会議所等の関係団体、民間保険会社等と連携しながら、中小企業強靱化法に基づく事業継続力強化計画や業務継続（BCP）の普及啓発及び策定支援に取り組み、中小企業の防災力強化を促進します。【資料 V-1-②】
- ③ 道路等の災害対応力の強化 【危機管理防災課】 【建設課】
- ・災害復旧に関する研修等に参加し、復旧・復興を担う人材の育成に努めます。また、関係団体との災害時における支援協定等により連携を図ります。

V-2 基幹的交通ネットワーク（高速道路、鉄道等）の機能停止 【重点化】

- ① 道路ネットワークの維持管理 【建設課】
- ・住民の生活や経済活動の基盤となる道路ネットワークの整備を進めます。
 - ・災害時の避難や救援等に備えた道路（林道含む）の整備や長寿命化により、災害に強い交通網を整備します。
 - ・住民に安全で安心な道路を提供するため、各施設（橋梁・トンネル・横断歩道橋等）を5年に1回、近接目視による点検を行い施設の状態を把握し、損傷が軽微な段階に予防的な修繕を行うことで機能の保持・回復を図る「予防保全型維持管理」を目標とし計画的に長寿命化を進めます。
- 【資料 V-2-①】
- ② 除雪体制の確保 【建設課】
- ・地域の交通・物流ネットワークの寸断や、車両の立ち往生に起因する死傷者の発生を防ぐため、関係機関が連携した除雪体制による円滑な冬期交通を確保するための対策を推進します。また、安定的な除雪体制を確保するため総合的な対策を検討します。
- ③ 旅客輸送手段の確保 【危機管理防災課】
- ・帰宅困難者をはじめ、鉄道機関の長時間運行不能時における旅客代替輸送のための救済バス等の確保・調整を推進します。（JR東日本、アルピコ交通、のらぎあ）
 - ・広域避難や2次避難所等への避難者の移送要領について、旅客輸送機関等との災害時応援協定の締結を推進します。

また、締結団体と平常時から情報交換や訓練等を行い、連携体制の強化を図ります。

④ 交通事業者間の連絡体制の強化 【危機管理防災課】

- ・定期的な交通事業者連絡会議の運営を通じて、連携体制を強化します。

V-3 エネルギー、食糧等の安全供給の停滞【重点化】

① 食品流通拠点の整備 【危機管理防災課】

- ・食料等の安定供給を確保し、経済活動の機能不全を防ぐため、物流の拠点であるJA集荷施設、産地・消費地での共同配送等に必要なストックポイント等の整備を支援します。

② 災害に強い農地整備 【農林課】

- ・災害に強い農業生産基盤を目指し、所有者や管理者による農地や農業用施設等の維持管理の支援、老朽化している施設の更新や修繕整備を推進します。

③ 再生エネルギーによる電力確保 【危機管理防災課】 【生涯学習課】 【自治・協働課】

- ・省エネ設備の普及啓発や、環境負荷低減活動への意識醸成を行い、地域の再生可能エネルギー資源を活用したエネルギーの創出と、環境と調和した災害にも強い暮らしと事業活動への転換を推進します。
- ・地域公共再生可能エネルギー活用事業により、避難所における災害時の電源確保を推進します。

第6節 基本目標VI 制御不能な二次被害を発生させない

VI-1 ため池、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生

① ため池等の災害耐性の向上 【農林課】

・決壊した場合に周辺地域に重大な被害を及ぼすおそれのあるため池を防災重点農業用ため池に指定し、ハザードマップの作成をしています。設置してある水位監視装置を活用し、管理団体との連携を図り施設の保全に努めていきます。

② ため池の管理 【農林課】

・豪雨や地震に脆弱なため池において、浚渫、改修や耐震化計画による対策工事を実施します。また、県の協力により管理体制の強化を行います。

・緊急時の迅速な避難行動を促すため、防災重点農業用ため池7箇所を指定し、ため池ハザードマップにより決壊した場合の浸水想定区域等について周辺住民へ周知するとともに、地域自治協議会と連携した防災重点ため池の緊急連絡網を整備しています。

③ 防災施設の管理 【消防課】

・屯所は各分団や部の活動拠点となります。災害時に損壊や機能不全にならないよう施設の老朽化対策（建替え・修繕）等、各地区と協議しながら見直しを行っていきます。

VI-2 有害物質の大規模拡散・流出

① 有害物質の拡散・流出・石油類漏れの防止 【消防課】

・危険物関係業界・団体、消防機関やその他の関係機関等と連携し、日頃からの危険物の保安に対する意識の高揚及び啓発を推進します。また、関係機関が連携・協力し危険物施設の事故防止を図るため、危険物規制の趣旨、危険物施設の保安管理等について、危険物取扱者に周知徹底を図り、危険物取扱者の資質の向上を図ります。

② 危険物施設の対策 【消防課】

・危険物施設の設置者に対する適切な指導や、管理者に対する発災時の災害拡大防止対策に必要な資機材の整備・備蓄の促進などの指導を行います。

③ アスベスト飛散防止対策 【都市計画課】

・露出した吹付アスベストの除去に要した費用の一部を補助することでアスベストの飛散防止を進めます。【資料 VI-2-③】

VI-3 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

① 農地・農業用施設等の保全管理 【農林課】

・保水や土壌流出の防止などの国土保全機能を維持するため、農地・農業用施設（農道や農業用排水施設）の保全管理を推進します。特に老朽化が進んだ農業施設の補修や更新等の整備を進めています。また、災害の発生に備え、農業水利施設の多面的機能が十分に発揮されるよう、各施設管理者による適正な施設診断の実施や施設管理体制の強化等の適正な維持管理に取り組みます。

【資料 VI-3-①】

② 森林の公益的機能の確保 **【農林課】**

・間伐、除伐、造林などの森林整備事業を推進し、水源涵養機能をはじめとした森林の持つ公益的機能の持続的な維持を図ります。

・守るべき松林を中心に樹幹注入や被害木の伐倒駆除、樹種転換などに取り組み、松くい虫被害の拡大防止と松林の健全化等、森林の育成に努めます。 **【資料 VI-3-②】**

③ 農業生産活動を促進するための環境づくり **【農林課】**

・農業基盤施設の計画的な長寿命化・防災減災対策を実施します。

・「地域計画」で把握した農地や担い手情報の一元管理と、農地中間管理事業などによるワンストップ相談体制の構築により、農地集積や遊休農地化の防止に努めます。

・自給的農家などの小規模な農家に対し、各地域における営農活性化活動を支援します。

④ 農地保全活動組織への支援 **【農林課】**

・多面的機能の維持・発揮を図るため、農業者等が共同して取り組む地域活動や地域資源（農地・水路・農道等）の保全管理を行うための、活動組織の立ち上げや体制づくりを支援します。

【資料 VI-3-④】

VI-4 観光や地域農産物に対する風評被害

① 風評被害等市内経済対応 **【観光課】 【農林課】 【地域創生課】**

・風評被害による事業活動への影響を防ぐため、平素から県、関係機関、関係団体等との連携を強化し、正しい情報が状況に応じて発信できる体制を構築します。

・市は、国・県・各種団体等と連携し、プレスリリース、ホームページ等を通じて災害に関する状況を正確に発信することにより、風評被害の防止に努めます。また、実際に風評被害が発生している場合は、地域が被害を軽減するために行うプロモーション支援等の適切な対応を実施します。報道機関には、被害の有無や程度などを適切に発信するよう協力をお願いします。

VI-5 避難所の機能不足等による環境の悪化 **【重点化】**

① 避難所等の設備整備 **【危機管理防災課】 【観光課】 【生涯学習課】**

【都市計画課】 【自治・協働課】

・避難所の機能強化のため、建物の耐震改修や発電機（太陽光発電含む。）の配備、防災行政無線など非常用通信機器、簡易トイレなど施設整備の取り組みを促進します。また、酷暑、厳寒に対応

した応急避難施設への冷暖房設備の配備検討を推進します。

【資料 VI-5-①】

- ・地域公共再生可能エネルギー活用事業により、避難所における災害時の電源確保を支援します。
- ・災害時に地域住民の避難場所等ともなる施設の老朽化対策や人命保護の対策を進め、避難生活における良好な生活環境の確保に努めます。
- ・緊急避難場所となる都市公園施設の長寿命化、安全対策を進めます。
- ・自主防災組織施設整備事業補助金を継続し、各自主防災組織で必要な防災資機材の整備を支援・推進します。

② 要配慮者を考慮した避難所運営 **【危機管理防災課】 【社会福祉課】**

- ・要配慮者に対し、プライバシー確保のための簡易間仕切りや避難ルーム等の備蓄推進や、外国人住民・旅行者の被災支援に対応する通訳ボランティアとの連携などを推進します。
- ・福祉避難所の開設及び二次避難により、要配慮者が必要な介護や支援を得られる体制整備を推進します。

③ 福祉避難所の指定及び整備 **【危機管理防災課】 【保険課】 【社会福祉課】**

- ・現状での福祉避難所について、福祉避難所としての適性・機能を再確認し、適切な福祉避難所の再指定を含め、福祉避難所WGによる検討を推進します。
- ・介護、障害サービス事業者との協定を進める等、福祉避難所の施設の拡大を図るとともに、必要な施設整備を進めます。また関係機関と設置・運営訓練を行い災害時に対応できる体制づくりを進めます。 **【資料 VI-5-③】**

④ 帰宅困難者対策 **【危機管理防災課】 【産業経済部】 【茅野市民館】**

- ・道路の通行規制や鉄道等交通機関の運休・停止に伴い、観光客等多数の帰宅困難者が発生した場合は、駅等での一時的退避に係る案内、安全な場所への避難誘導等、避難所の案内等利用者の保護に努めます。また、総合的な帰宅困難者対策を関係機関と協議します。
- ・駅に直結する「茅野市民館」について、帰宅困難者の一時的な受入れ施設としての活用を検討し、施設管理者との協定、受け入れ態勢に必要な事項について検討を推進します。
- ・観光地での避難情報や被災時した場合の対応について、観光協会、旅館組合等との、災害時応援協定の締結を推進するとともに、締結団体と平常時から情報交換や訓練等を行い、連携体制の強化を図ります。 **【資料 VI-5-④】**

⑤ 公園施設の長寿命化に伴う老朽化対策の推進 **【都市計画課】**

- ・老朽化が進行している公園施設について、公園施設長寿命化計画に基づき、計画的な更新・整備を行います。 **【資料 I-1-③】**

第7節 基本目標Ⅶ 地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

Ⅶ-1 大量に発生する災害廃棄物処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

① 災害廃棄物処理計画の策定 【美サイクルセンター】【環境課】

- ・災害時の迅速かつ円滑な災害廃棄物処理のため、災害廃棄物の仮置き場候補地や処理方法（がれき処理マニュアル）、関係機関等との連携体制などについて事前に定め、災害廃棄物処理計画を策定します。【資料 Ⅶ-1-①】
- ・選定された災害廃棄物仮置き場について、候補地の所有者との合意形成を進め、発災時に使用できる体制を構築します。

② 大災害時廃棄物の支援体制構築 【美サイクルセンター】【環境課】

- ・大量に発生する災害廃棄物の処理を円滑に進め、迅速・適正な応急対策及び復旧が可能となるよう、処理体制の構築に努めるとともに、収集運搬や仮置き場の管理運営に関する民間団体との協力体制や災害廃棄物の相互受入に関する近隣自治体との協力体制を構築します。
- ・災害廃棄物処理に対する支援機関・団体の派遣職員等の受入れ体制、配置について受援計画としての策定を推進します。【資料 Ⅶ-1-②】

③ 設備等の更新による災害レジリエンスの向上 【諏訪南行政事務組合】

- ・災害時に設備等が使用不能とならないよう、更新工事を進めることで耐震能力等の向上を図ります。また、焼却処理施設については築年数が経過し、施設全体の災害レジリエンスが低下しているため、建て替えを見据えた検討を進めていきます。【資料 Ⅶ-1-③】
- ・電気供給網の寸断等により施設の稼働が停止しないよう、電力の自立化を図ります。

④ 被災建築物応急危険度の判定活動 【危機管理防災課】【都市計画課】

- ・県が行う被災建築物応急危険度判定士の新規要請講習会、更新者向けの講習会に参加し判定士の確保を推進します。また、建築関係団体と協力し、模擬訓練等を行うことにより、判定士の育成に取り組めます。

Ⅶ-2 道路啓開等の復旧・復興が大幅に遅れる事態

① 市民生活を支える道路環境の整備 【建設課】

- ・県と連携し、災害時における道路交通ネットワーク機能の維持に資する道路環境の整備を継続して実施し、道路の信頼性、安全性の確保に努めます。
- ・道路の法面对策、橋梁の耐震補強、道路改築により、災害時の緊急輸送路を確保します。
- ・災害時の救急医療機関へのアクセスを確保するため、緊急輸送道路からのアクセス道路整備を推進します。【資料 Ⅶ-2-①】
- ・雪害対策マニュアルを策定し、瓦礫や雪の仮置き場の確保を進めます。

② 地籍調査の推進 【建設課】

・大規模地震や土砂災害等による被害の場合に、復旧・復興と迅速な生活再建ができるよう、居住している住宅地や集落、隣接している農地を優先し、事業地域を定め、事業を進めていきます。

【資料 VII-2-②】

・公共事業の道路整備等について連携を図ります。

VII-3 用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

① 仮設住宅建設予定地の確保 【危機管理防災課】【都市計画課】

・仮設住宅が必要となる災害に備え、県と連携し、建設予定地、建設戸数等を把握し、地域防災計画において指定します。また、公共施設、学校等の再編計画により公有地が利用可能となる場合には、建設予定地としての適合性を把握する等確保計画を推進します。

【資料 VII-3-①】

・仮設住宅を利用する避難者が仮設住宅で再度被災することがないように、当該土地の災害リスクを確認します。

② 被災者への公営住宅等の提供 【都市計画課】

・住まいを失った被災者に対し、一時的な生活場所として県・市が管理する公営住宅や市単独住宅の空き住戸を提供します。

・一時的な入居を行った方について、公営住宅法等の入居者資格要件に該当する方については、必要に応じて、災害による特定入居として正式入居とします。

③ 被災者生活再建支援 【危機管理防災課】【税務課】【社会福祉課】【市民課】

・被災者が速やかに被災者として各種生活再建支援を受けられるよう、迅速な被災認定、り災証明等を発行するため、被害認定、り災証明発行に関わるシステム化について、県の施策を踏まえ検討を推進します。

・災害により最低限度の生活に必要な家具・什器を失った場合など、一定の要件を満たせば生活保護の「特別基準」の支給が認められる場合があるため、災害に備えた備蓄に関する支援の可能も含め、信州被災者生活再建支援制度をはじめとした各種制度があることを周知します。

【資料 VII-3-③】

・災害被災者への生活支援について、支援措置を講じている関係機関等と協力し、長野行政監視行政相談センターが作成する窓口案内ガイドブック等の周知により、生活支援に関する情報提供を推進します。

VII-4 貴重な文化財や環境的資産、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失

① 地域防災力の向上 【危機管理防災課】

・地域における有形・無形文化の保護・継承のため、自主防災組織による防災訓練、避難所運営に

よる地域コミュニティの維持、強化推進を支援します。【資料 I-5-②】

② 文化財・観光資源の早期復旧

【文化財課】

- ・災害発生時には、県の「文化財防災マニュアル」や「文化財レスキューガイドライン」に基づき、関係機関と連携して被災した文化財の保護や応急処置を実施します。
- ・震災復興マニュアルにおいて復旧復興の手順を定めるとともに、復旧復興期において、文化財等の被災状況を調査し、保護・復旧を実施できるよう、関係団体等との協力・連携体制を構築します。
- ・文化財所有者が行う修理及び無形民俗文化財などの後継者育成など市民や企業などが自主的に行う文化財保護活動を支援することで、地域のコミュニティや文化等を守ります。
- ・地域の歴史的・文化的遺産などに関する基礎資料の収集などにおいて、ICT を活用した調査、記録保存などを行い、被災時の早期復旧を図ります。

第2期 茅野市国土強靱化地域計画
発行 令和8年（2026年）4月
茅野市総務部危機管理防災課